

# 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

第11回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

資料 1

平成29年3月30日

<p><b>新たな社会的養育の在り方に関する検討会</b> 〔座長：奥山 眞紀子 伊智朗 座長代理：松本 伊智朗〕</p>	<p><b>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</b> 〔座長：吉田 恒雄〕</p>	<p><b>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG</b> 〔座長：山縣 文治 西澤 哲 座長代理：〕</p>	<p><b>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG</b> 〔座長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生〕</p>
<p><b>平成28年</b></p> <p><b>第1回：7月29日(金)</b> ・検討会の開催について ・意見交換</p>	<p><b>第1回：7月25日(月)</b> ・検討会の開催について ・意見交換</p>	<p><b>第1回：7月29日(金)</b> ・WGの開催について ・意見交換</p>	<p><b>第1回：8月8日(月)</b> ・WGの開催について ・意見交換</p>
<p><b>第2回：9月16日(金)</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・関係団体ヒアリング</p>	<p><b>第2回：8月31日(水)</b> ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目(案)について ・関係団体、有識者ヒアリング</p>	<p><b>第2回：9月2日(金)</b> ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について</p>	<p><b>第2回：9月16日(金)</b> ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方</p>
<p><b>第3回：10月7日(金)</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p>	<p><b>第3回：9月26日(月)</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第4回：10月14日(金)</b> ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論</p>	<p><b>第3回：10月7日(金)</b> ・研修カリキュラム(たたき台)等について (児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会) ・到達目標等について (児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職研修)</p>	<p><b>第3回：10月21日(金)</b> ・運営指針(たたき台)について ・意見交換</p>
<p><b>第4回：10月21日(金)</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p>	<p><b>第5回：10月31日(月)</b> ・論点ごとの議論</p>	<p><b>第4回：12月9日(金)</b> ・研修カリキュラム(案)等について(要対協調整機関専門職研修) ・児童福祉司等の義務研修等の骨子案について ・共通アセスメントツールについて</p>	<p><b>第4回：11月30日(水)</b> ・運営指針(素案)について ・ガイドライン検討事項骨子(案)等について ・共通アセスメントツールについて</p>
<p><b>第5回：11月18日(金)</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p>	<p><b>第6回：11月14日(月)</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第7回：11月28日(月)</b> ・論点ごとの議論</p>	<p><b>第4回：12月9日(金)</b> ・研修カリキュラム(案)等について(要対協調整機関専門職研修) ・児童福祉司等の義務研修等の骨子案について ・共通アセスメントツールについて</p>	<p><b>第5回：12月21日(水)</b> ・運営指針(案)のとりまとめ ・ガイドライン検討事項(案)について ・共通アセスメントツールについて</p>
<p><b>第6回：11月30日(水)</b> ・関係団体等ヒアリング ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論</p>	<p><b>第8回：12月12日(月)</b> ・児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)(案)</p>	<p><b>第4回：12月9日(金)</b> ・研修カリキュラム(案)等について(要対協調整機関専門職研修) ・児童福祉司等の義務研修等の骨子案について ・共通アセスメントツールについて</p>	<p><b>第5回：12月21日(水)</b> ・運営指針(案)のとりまとめ ・ガイドライン検討事項(案)について ・共通アセスメントツールについて</p>
<p><b>第7回：12月28日(水)</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p>	<p><b>第9回：12月26日(月)</b> ・特別養子縁組に関する議論 ・関係者ヒアリング</p>	<p><b>12月～</b> 告示・通知等の作成作業</p>	<p><b>第5回：12月21日(水)</b> ・運営指針(案)のとりまとめ ・ガイドライン検討事項(案)について ・共通アセスメントツールについて</p>

**新たな社会的養育の  
在り方に関する検討会**  
〔 座 長：奥山 眞紀子 伊智朗  
座長代理：松本 伊智朗 〕

平成29年

**第8回：1月13日（金）**  
・在宅支援に関する議論

**第9回：2月1日（水）**  
・在宅支援に関する議論  
・児童家庭支援センターに関する  
議論

**第10回：2月24日（金）**  
・在宅支援に関する議論  
・自立支援に関する議論

**第11回：3月30日（木）（予定）**  
・関係者ヒアリング  
・自立支援に関する議論

**第12回：4月中（予定）**  
・一時保護に関する議論



**児童虐待対応における司法関与及び特  
別養子縁組制度の利用促進の  
在り方に関する検討会**  
〔 座 長：吉田 恒雄 〕

**第10回：1月16日（月）**  
・特別養子縁組に関する議論  
・関係者ヒアリング

**第11回：1月30日（月）**  
・特別養子縁組に関する議論  
・関係者ヒアリング

**第12回：2月13日（月）**  
・関係者ヒアリング  
・特別養子縁組に関する議論

**第13回：2月28日（火）**  
・特別養子縁組に関する議論

**第14回：3月13日（月）**  
・特別養子縁組に関するとりまと  
めに向けた議論

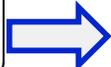
**第15回：3月28日（火）**  
・特別養子縁組に関するとりまと  
めに向けた議論

**子ども家庭福祉人材の  
専門性確保WG**  
〔 座 長：山縣 文治 哲  
座長代理：西澤 哲 〕

**第5回：2月1日（水）**  
・児童相談所の体制強化について

**第6回：3月14日（火）**  
・児童相談所の体制強化について

**第7回：4月中（予定）**  
・児童相談所の体制強化について



**市区町村の支援業務の  
あり方に関する検討WG**  
〔 座 長：松本 伊智朗  
座長代理：井上 登生 〕

**第6回：2月2日（木）**  
・ガイドライン（素案）のたたき  
台（案）について

**第7回：3月1日（水）**  
・ガイドライン（素案）について  
・共通リスクアセスメントツール  
について

**第8回：3月29日（水）**  
・ガイドライン(案)のとりまとめ  
・共通リスクアセスメントツールに  
ついて  
・要保護児童対策地域協議会設置・  
運営指針について



<p style="text-align: center;">第 15 回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</p>	<p style="text-align: center;">資料 1 - 1</p>
<p style="text-align: center;">平成 29 年 3 月 28 日</p>	

## 特別養子縁組制度の利用促進の在り方について（案）

### 1. はじめに

- (1) 平成 28 年 3 月 10 日に取りまとめられた「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」において、「特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置」として、「関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである」とされた。
- (2) 平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）附則第 2 条第 1 項では、「この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされた。
- (3) 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」とされた。
- (4) これらを踏まえ、平成 28 年 7 月から「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」を開催し、議論を進めてきた。この検討会は、児童虐待の件数が増加する中で一人でも多くの子どもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育され、子どもの福祉の増進を図ることができるようにするとの観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を提言することを目指すものである。  
 本検討会では、児童相談所及び民間あっせん団体を対象に特別養子縁組に関する実態調査を実施するとともに、特別養子縁組家庭の支援者や当事者等からヒアリングを行い、検討を進めた。
- (5) 具体的には、特別養子縁組制度の利用促進の在り方については、その基本的な考え方とともに、主に以下の 5 項目を個別の論点事項として検討してきた。
  - ① 年齢要件
  - ② 審判の申立権、実父母の同意等の成立要件

- ③ 子どもの出自を知る権利
- ④ 養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援
- ⑤ 行政と民間あっせん団体の支援体制の強化・連携・協働、養親候補者情報の共有

## 2. 基本的な考え方

(1) 昨年の児童福祉法改正における以下のような趣旨を踏まえて、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する必要がある。

- ① 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有する、と位置付けられたこと。
- ② 子どもの最善の利益を優先して考慮し、児童の年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重するよう努めることとされたこと。
- ③ 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを原則とし、子どもを家庭において養育することが困難な場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずるといった、家庭養育の原則が明記されたこと。

(2) 国連の「児童の代替的養護に関する指針」（平成 21 年 12 月 18 日国連総会採択決議）では、「児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組（中略）などの適当な永続的解決策を探ること。」とされている。

(3) 里親、児童養護施設等に 3 年以上措置されている子どもは、平成 27 年 3 月現在で約 2 万人、里親や児童養護施設等のもので生活している子どもで家族と交流がない者は、平成 25 年 2 月現在で約 1 万人に及んでいる。一方で、司法統計によれば、「特別養子縁組の成立」として申し立てられ受理された事件の認容件数は、平成 27 年で 542 件である。

(4) 社会的養護の選択肢の一つとして普通養子縁組制度があるが、普通養子

縁組には実親や実方親族と養子の間に扶養・相続の権利義務が残り、戸籍に実親と養親が併記され、養親と養子の協議により離縁も可能であることから、特別養子縁組は、普通養子縁組と異なり、法律上養親が単独の親となり養子と永続的かつ安定的な関係を形成することができる。

- (5) こうした背景を踏まえ、できる限り多くの子どもが永続的な家庭において養育されるよう、子どもの福祉の増進を図る観点から特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。

### 3. 議論の整理

#### (1) 年齢要件について

##### ① 現状と課題

ア 児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成27年度に、はじめて10万件を超え、これまで以上に子どもの福祉の増進と永続的な家庭を保障すべき状況になっている。特別養子縁組は、実父母による監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子どもの利益のため特に必要があるときに、家庭裁判所の審判によって成立させるものである（民法第817条の7）。

イ 現行制度は、家庭裁判所に対する特別養子縁組の成立の審判の申立時に、原則として子どもが6歳未満であることを要件としている。ただし、例外として子どもが8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親候補者に養育されている場合は、縁組を申し立てることができる。

また、養親は、原則として成立の審判時25歳以上でなければならないが、夫婦の一方が25歳以上の場合は、もう一方は20歳以上であれば足りる。養親となる者と養子となる者との間には、原則12歳以上（養親となる者の他方とは原則17歳以上）の実親子関係同様の年齢差が保障されている。

ウ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、

- ・ 特別養子縁組が成立した事案のうち、成立時に子どもが6歳以上であった事案が、2年間で81件あった。

- ・ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案が、2年間で298件あった。  
そのうち、現在、乳児院・児童養護施設に措置されている者は219件（73.5%）、社会的措置をとったときの児童の年齢が6歳以上の事案が64件（21.5%）、年齢要件が障壁となっている事案が46件（15.4%）あった。
- ・ 普通養子縁組が成立した子どもの年齢について、18歳未満で成立した24件のうち、成立時に子どもが6歳以上であった件数が、2年間で21件（87.5%）あった。

エ 里親、児童養護施設等に在籍する6歳以上の子どもは、平成25年2月現在で約3万人いる。

## ②主な議論

ア 上記のような現状や特別養子縁組制度の趣旨に鑑み、実父母の家庭で養育することが難しい子どもに永続的な家庭で養育される機会をより広く与えることができるようにするため、現行制度の年齢要件を引き上げることが考えられる。

イ この観点に立って年齢要件の在り方を検討するに当たり、現行の特別養子縁組制度は、一般的に年齢が大きくなるほど親子関係の形成が難しくなることも踏まえ、上限年齢を引き上げることとした際にどのようなパターンが考えられ、それぞれにどのようなメリット、課題が存在するのかを検討することが重要である。

ウ 特別養子縁組の養子の上限年齢の引き上げの方向性として、例えば、原則の6歳未満及び例外の8歳未満の要件の区別をしないで引き上げることが考えられる。具体的には、全ての子どもに永続的な家庭養育の機会を与えることができるよう、児童福祉法上の児童の範囲と同じ18歳未満とすることや、普通養子縁組における養子となる者など、身分行為の当事者が15歳以上の場合は、当事者本人の意思が相応に尊重されることから、15歳未満とすることが考えられる。

このように養子の上限年齢を引き上げた場合、高年齢の子どもにも永続的な家庭で養育される機会を与えることができるメリットがある一方で、養親候補者のみが申立権者とされている現行制度のままでは、かえ

って養子縁組の成立時期が遅れるおそれがあることや、実父母との法的関係を断つという重大な決断を伴う養子本人の意思表示（同意）をどのように扱うかという課題があることにも留意が必要である。特別養子縁組の養子の年齢を引き上げる場合、親子関係を形成・継続するのは高い年齢ほど難しいとされていることを考慮すると、できるだけ早期の対応を図るべきであるとの考え方にも留意する必要がある。

エ また、養子の上限年齢を一律に引き上げるのではなく、原則6歳未満の要件を基本的に維持し、例外の8歳未満の要件を引き上げることも考えられる。例えば子どもが6歳未満の間に養育を開始し、その後養育を継続した場合に、18歳未満まで申立てを認めることも考えられる。この場合、物心がつく前に親子関係の形成を開始できる一方で、低年齢で養育開始がされないと家庭養育の機会が制限されること、児童・養親候補者・実親の地位が早期に確定しなくなり、結果として児童の福祉を害するおそれがあるという課題がある。

オ なお、仮に養子の上限年齢を引き上げることとする場合には、現行の養親の下限年齢の在り方や試験養育期間についても検討が必要である。養親の年齢や養親子間の年齢差の在り方については、養子を養育するために必要となる体力等を踏まえて検討することが適当である。

## (2) 審判の申立権・実父母の同意等の成立要件について

### ①現状と課題

ア 特別養子縁組の審判の申立ては、養親候補者によることとされている。特別養子縁組の成立には、原則として実父母の同意がなければならない。ただし、実父母がその意思を表示することができない場合又は実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、同意がなくても成立し得ることとされている。

また、特別養子縁組を成立させるには、養親候補者が養子となる者を6か月以上監護した状況を考慮しなければならないとされている。

イ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、  
・ 特別養子縁組が成立した事案のうち、2年間で、実親の同意を得る

際に220件(22.2%)で何らかの困難が生じており、これらの事案では、特別養子縁組成立時の子どもの年齢が、成立事案全体と比べて平均で10ヵ月高い。

- ・ 特別養子縁組が成立した事案のうち、実父母の同意がないものの、実父母による虐待、悪意の遺棄等があると認められた件数が、2年間で17件(1.7%)あった。
- ・ 特別養子縁組を検討したものの成立には至らなかった事案において、養親候補者は見つかったが、試験養育期間に至らなかった事案のうち、実親の同意が不明又は実親が不同意であり縁組の成否が不確定のため、断念した事案が、2年間で31件(59.6%)あった。
- ・ 特別養子縁組を検討したものの成立には至らなかった事案において、養親候補者が申し立てを行う時点で何らかの問題が生じたため、特別養子縁組を断念した事案のうち、実親の同意の有無が不明又は一方の同意の確認ができなかった又は実親の同意が確認できていたが撤回され不同意を表明されたため断念した事案が、2年間で9件(64.3%)あった。
- ・ 特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案のうち、実親の同意要件が障壁となっている旨児童相談所等から回答があった事案が、2年間で205件(68.8%)あった。

なお、以上の調査結果は、特別養子縁組の手続を進めようと具体的に検討に入った児童相談所におけるものであるが、児童相談所の取組に地域差がある現状を踏まえれば、さらに潜在的なニーズがあるのではないかとの指摘がある。

- ウ 実父母の同意がない場合又は実父母の同意があるものの、後に翻されるおそれがある場合には、養親候補者による試験養育期間が順調に終わっても特別養子縁組の成立は保障されないことから養親候補者が実親との関係から審判の申し立てを躊躇することがあり、また、養親候補者による養子となる者の養育が不安定な環境下となるなど、養親候補者に大きな負担がかかっているという指摘がある。さらに、養親候補者と養子となる者の関係が一定程度構築された後、実父母が同意を翻した場合には、その安定的関係が解消されるおそれがあるとの指摘がある。

## ②主な議論

- ア より広く、実父母の家庭で養育することが難しい子どもに福祉の増進

と永続的な家庭で養育される機会を与えることができるようにするためには、実父母の同意に係る課題を解消することが必要である。とりわけ、養親候補者が養子となる者を我が子として養育する覚悟を決め、6か月以上の試験養育期間を経て特別養子縁組の審判が確定するまでの間、いつでも実父母が同意を撤回できるという特別養子縁組の成立過程の不安定さに留意する必要がある。

また、実父母の同意がない場合に民法第 817 条の 6 ただし書に該当するか否かが見通せない中では、試験養育期間が順調に終わっても裁判所でその要件が認められず養親候補者の養育環境から引き離されるおそれがあるため、養親候補者による養子となる者の養育が不安定となる。実父母の同意が特別養子縁組の成立前に撤回される場合についても同様の状況となる。

イ 特別養子縁組の手続の中で実親に養親候補者の情報が開示される可能性があり、実親が子どもを取り戻しにくるのではないかなどの不安を養親候補者に引き起こしていること、子どもと実親との法的関係を解消するための申立てを養親候補者が行う必要があることなど、養親候補者にとって負担が大きければ大きいほど、養親候補者になろうとする者が限定され、特別養子縁組が抑制されてしまうおそれがある。このため、特別養子縁組をさらに促進するためには、養親候補者の負担の軽減を図ることが必要と考えられる。

ウ これらの観点に立って、審判の申立権・実父母の同意等の成立要件の在り方を検討するに当たり、まずは現行の特別養子縁組制度において養親候補者のみが申立権者とされている趣旨は、養親子関係という身分関係の形成については、その当事者のみが申立権を有するという基本的な考え方に依拠しつつ、養親候補者が特定の子どもの特別養子として養育する意思表示を確実に担保することにあることを踏まえる必要がある。

一方で、民法が婚姻・普通養子縁組と親権喪失・特別養子縁組で異なる手続を定めていることから、特別養子縁組については身分関係と成立手続を区別すべきであり、必ずしも申立てが養子縁組の当事者に限られなければならないものではないとの考え方もあることを踏まえると、特別養子縁組の成立について児童相談所長を申立権者に加える方法も考えられる。

また、縁組成立時に実父母の同意が要件とされている趣旨は、実父母による養育が望ましいという基本的な考え方や、養親候補者は審判申立

てを自由に取り下げられることとのバランスの下で、子ども及び実父母の利益を保護することにあること、実父母の同意権は親権の有無に関わらず実父母が有する固有の権利であることも踏まえる必要がある。その上で、考えられる制度の見直しにおけるメリット、課題を検討することが重要である。

エ 実父母の同意の撤回を制限する仕組みを入れる方向性については、例えば、実父母の同意を書面による慎重な手続により得た上で、一定期間経過後は同意を撤回できない仕組みを設けることが考えられる。この同意に係る手続は公正証書によることが妥当であるとの意見がある一方、公正証書による手続とした場合、負担が重く逆に利用が抑制されてしまうのではないかと指摘がある。この仕組みの場合、現行制度でできるメリットがある一方で、同意撤回ができなくなることを書面による手続時に実父母が十分に納得した上で行う必要があるという課題があるほか、同意撤回の期限の後に実父母が翻意して実父母自身による養育が可能な環境を整えても実父母が子どもを養育することはできなくなることから、実父母の養育が最善であるとの考え方と齟齬が生じるという課題がある。

オ また、主に、実父母の確定的な同意が得られないようなケースに関しては、特別養子縁組の成立の手続を2つに分け、1段階目では子どもについて特別養子縁組を適当と判断する手続とし、2段階目は特定の養親候補者との間の特別養子縁組の適否を判断する手続とすることが考えられる。加えて、第1段階の申立てをする者を養親候補者の負担を軽減するため児童相談所長とし、第2段階の申立てをする者を身分関係の形成をする養親候補者とした上で、第1段階で特別養子縁組が適当と判断された場合には、実父母の同意撤回を以後制限したり、実父母の権限を停止したりすることが考えられる。この場合、実父母の同意が翻されるなどして、試験養育期間が順調に終わっても特別養子縁組の成立が裁判所で認められないことを懸念して、養親候補者が申立てを躊躇する事態を改善することにつながるというメリットがある。

他方、第1段階で特別養子縁組が適当と判断されたにもかかわらず、第2段階で養親候補者が不在になるなどの理由によって特別養子縁組が成立しない場合もあり得るところ、第1段階以降の法律関係について、親権喪失・停止制度との違いなどの明確化を図り、子どもに不利益が生じないような制度設計にすべきという課題がある。

### (3) 子どもの出自を知る権利について

#### ①現状と課題

ア 特別養子縁組制度が昭和 63 年 1 月に開始されてから 29 年が経過した。この間、特別養子縁組の養子が養親による真実告知によって自らが特別養子であることを知り、出自に関する情報を求めることがあった。また、今後、特別養子縁組の養子で成人になる者が増えるに従い、出自に関する情報を求める者の数は増えるものと考えられる。しかしながら、出自を知る権利については法律上規定がないために、国・自治体・民間において保障する情報の範囲が必ずしも明確になっているとは言えず、年齢や情報のもつ機微の程度に応じて開示することが適当である範囲が定かではないという課題がある。

イ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、

- ・ 子どもから出自に関する情報の提供を求められた件数は、2 年間で、児童相談所において15件、民間あっせん団体において9件あった。
- ・ 特別養子縁組に関する資料について、児童相談所においては63.6%が永年保存、12%が30年保存としていた。民間あっせん団体においては84.2%が永年保存としていた。

ウ 児童相談所における文書保存期間は各地方自治体の条例等により規定され、民間あっせん団体における文書保存期間は、「養子縁組あっせん事業の指導について」(平成26年5月1日雇児発0501第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により永年保管することが求められているが、全国統一した保存期間となっていないという課題がある。

なお、民間あっせん団体が事業を廃止する場合は、局長通知に基づき、団体を管轄する都道府県が文書を引き継ぎ、子ども等からの相談への対応や支援等が適切にできるようにすることが定められている。また、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(以下「民間養子縁組あっせん法」という。)において、事業を廃止しようとするときは都道府県又は他の民間あっせん団体に帳簿を引き継がなければならないこととされている。

## ②主な議論

ア 戸籍・裁判所の記録・児童相談所の記録・民間あっせん団体の記録など、それぞれの個人情報保護の法令が存在することに留意しつつ、まずは出自を知る権利を守るために必要な情報の範囲についてコンセンサスを得る必要がある。その上でこうした必要な情報の収集及び管理について、現行制度においても、できることは早急に対応することが必要である。

出自を知る権利の検討に当たっては、例えば、予期せぬ妊娠をした女性が子どもを特別養子縁組に出したとしても、将来当該子どもや実父との関係が発生することを懸念して女性が子どもを遺棄したり虐待死させるような事態を防ぐ必要があるなど、実母のプライバシーに関わる利益と子どもが自らの出自を知ることに関わる利益の調整をどう図るかという課題がある。

イ 民間あっせん団体が事業を廃止するなどの際に当該民間あっせん団体が保管する文書等が失われることがないように、文書等の一元管理など適切な移管、保管等がされる必要がある。また、特別養子縁組の養子が少なくとも成年になってから、自らが養子となった経緯などについて知ることができるようにするため、関係文書等の保管等の体制を整備した上で、これを担保できる保存期間とする必要がある。これらの場合、諸外国の例なども参考にしつつ、一元管理をする機関の設立・運営などと行政改革との関係を整理する必要がある。

### (4) 養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援について

#### ①現状と課題

ア 現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。

また、一部の民間あっせん団体において、特別養子縁組の成立前の研修が不十分である。

イ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、

- ・ 特別養子縁組の成立後、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた事案が、2年間で58件あった。
- ・ 特別養子縁組成立後、養親に対して支援を行っているのは、児童相談所では55.0%、民間あっせん団体では75.0%、子どもに対して支援を行っているのは、児童相談所では40.7%、民間あっせん団体では60.0%あった。
- ・ 養子縁組成立後に必要と考えられる支援の主なものとして、真実告知に関すること、継続して支援できる体制作り、発達段階に応じた相談支援が挙げられている。
- ・ 養子縁組成立後に支援の継続が困難な理由として、里親会からの退会、縁組成立後の里親登録の削除、養親からの支援拒否、転居による住所の不明等が挙げられており、このような特別養子縁組家庭に対して、どのような対応が可能であるのか検討する必要がある。

ウ 昨年の児童福祉法の改正において、児童相談所の業務として養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことも踏まえ、特別養子縁組に関する広報・啓発や相談について、積極的に取り組むことが求められている。

## ②主な議論

ア 特別養子縁組は、社会的養護を必要とする子どもに対して適切な養育環境を法的安定性を確保した上で提供し得る制度であるため、このような視点から特別養子縁組家庭に対して、必要な継続的支援を検討する必要がある。特に今後、仮に年齢要件の見直し等が行われた場合、新生・乳幼児ではない子どもの養子縁組が増えることも予想され、また養親が子どもとの関係構築や対応に困難を伴うことがこれまで以上に多くなることも想定されるため、養親が安心して子どもを養育し、子どもが十分に家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される権利が保障されるよう、養親への研修や支援を充実させることが必要である。

イ 特別養子縁組の成立前における研修、成立後の助言等のサポート、経済的支援等の支援を受けられるつながりが持てる仕組みが必要である。この場合、特別養子縁組成立後において、特別養子縁組家庭の中には支援されることを拒否するなど支援を望まない家庭が存在することから、こうした家庭に対するアプローチの在り方を検討する必要がある。

## (5) 行政と民間あっせん団体の支援体制の強化・連携・協働、養親候補者情報の共有

### ①現状と課題

ア 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、児童相談所において里親・養子に係わる業務の専従組織がある割合は、全体の15.6%との結果であった。

イ 平成28年12月に、特別養子縁組の民間あっせん事業を届出制から許可制にし、その事業の適正な運営を確保する民間養子縁組あっせん法が成立した。なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。

ウ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、

- ・ 養親候補者の確保のためには、正確な情報提供、基礎的な養育知識・経験を持った特別養子縁組目的を希望する里親希望者の開拓、年齢の高い子どもを育てる不安をもつ養親を支える相談体制、地域（市町村等）の協力が必要との意見が多くあった。
- ・ 特別養子縁組が成立した事案のうち、特別養子縁組成立までに養親候補者に打診する際に生じた困難の中に、希望する養親候補者が1組しかおらず複数の養親候補者から最善の候補者を選ぶことができなかったこと、里親に適合する者がいなかったとの意見があった。
- ・ 特別養子縁組を検討したものの成立には至らなかった事案において、成立までに生じた困難のうち、養親候補者が不存在だったため特別養子縁組を断念した事案が、2年間で51件（23.5%）あった。

### ②主な議論

ア 特別養子縁組に関する行政機関の体制について、各地方自治体における中央児童相談所等の単位で可能な限り一元化することが適当である。具体的には、児童相談所と民間あっせん団体の養親候補者の情報について、民間あっせん団体の意向も踏まえ、可能な限り中央児童相談所等の単位で集約することが考えられる。

イ 特別養子縁組成立前後の支援について児童相談所と民間あっせん団体が連携・協働することも考えられる。また、全国で児童相談所及び民間あっせん団体が高い質の支援を行えるようにするため、十分な専門性と経験を有する職員を確保できるようにすることが適当である。

実父母の支援については、児童相談所と民間あっせん団体は、市区町村の妊娠相談窓口、要保護児童対策地域協議会などと連携・協力する体制づくりが必要である。

ウ 民間養子縁組あっせん法の施行に向けて、児童相談所と民間あっせん団体が連携・協力体制を構築する必要がある。なお、民間のあっせん団体に対する経済的支援については、民間養子縁組あっせん法において国又は地方自治体は財政上の措置ができる規定があり、これが継続的かつ安定的な事業運営に資する一方で、養子縁組のあっせんの件数に応じた支援という形をとると、民間あっせん団体が実父母に対して養子縁組の方向に働きかけるなど中立的意思決定に影響を与え、子どもの最善の利益を損なうリスクがあるという課題がある。

#### 4. 今後に向けて

本検討会の提言を踏まえ、特別養子縁組の利用の促進の在り方については、政府内の関係部局において更に検討を進め、結論を出すことを求めたい。

法改正後の進捗状況について (平成29年3月29日現在)

	項目	進捗状況
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況	・公布通知による周知に加えて、児童相談所運営指針を改訂。今後は、政府広報や全国会議など、今回の法改正の周知・広報の機会をとらえて、理念についても周知・広報を行っていく。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、理念規定を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施)
	2) 家庭支援の在り方	・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映し、 <b>平成29年3月末を目途に通知発出予定。</b>
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて法改正の内容を反映するよう <b>平成29年3月末を目途に改訂予定。</b>
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して	・平成28年度「児童虐待防止推進月間」(H28年11月実施)で全国フォーラム、政府広報等を通じて、体罰を伴わないしつけの在り方について積極的な広報啓発を実施。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、しつけを名目とした体罰の禁止を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施) ・親権を行う者の懲戒権の行使の在り方については、今後検討。
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築	・既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後検討。
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方 2) アセスメントツールの開発状況	・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」等による議論を踏まえ、「市町村子ども家庭支援指針(仮称)」「(ガイドライン)及び「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を平成29年3月末を目途に発出予定。

	項目		進捗状況
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者拡大については、対象範囲を省令で<b>平成29年3月末を目途に規定予定</b>。また、平成29年度<b>予算</b>において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象拡大(22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者)に伴う支援に要する補助事業【<b>就学者自立生活援助事業</b>】を新規に計上。</li> <li>・自立援助ホームの質の向上については、平成29年度<b>予算</b>において、①入居者の障害等の状況に応じた内容の充実(一般生活費の拡充)、②大学進学等への支援の充実(大学進学等自立生活支度費の支給)を計上。新たな社会的養育の在り方に関する検討会における議論も踏まえ今後検討。</li> </ul>
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度<b>予算</b>において、里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる補助事業【<b>社会的養護自立支援事業</b>】を新規に計上。</li> </ul>
	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度<b>予算</b>において、退所児童等のアフターケアの充実を図るため、相談支援体制の充実を計上。</li> </ul>
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」において、拠点機能のあり方、推進方策を検討し、「<b>「市町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)</b>」がとりまとめられた。(第1回:8月8日、第2回:9月16日、第3回:10月21日、第4回:11月30日、第5回:12月21日、<b>第6回:2月2日、第7回:3月1日、第8回:3月29日</b>)</li> <li>・平成29年度<b>予算</b>において、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の運営に要する経費の補助を行う事業を新規に計上。</li> <li>・平成29年4月上旬を目途に「<b>市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱</b>」を発出予定。</li> </ul>
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中(<b>平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定</b>)。調査結果を踏まえ設置促進策を検討。</li> <li>・平成29年3月末を目途に「<b>要保護児童対策地域協議会設置・運営指針</b>」の一部改正通知を発出予定。</li> </ul>
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中。<b>(平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定)</b> ※平成27年度データあり</li> </ul>

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	4) 3)の研修受講状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、<b>平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定。</b></li> <li>・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)</li> </ul>
	(2) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法の公布・施行に伴い、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを、各自治体の母子保健主管部(局)へ周知済み。</li> </ul>
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターについての調査研究を実施しており、当該調査研究の結果を踏まえ、同センターの業務ガイドラインを策定予定。</li> </ul>
	(3) 就学前の保育・教育の質の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所は各家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある旨を「保育所保育指針」に記載するよう、<b>平成29年3月末を目途に告示公布予定。</b></li> </ul>
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定妊婦・要支援児童の状況(指標)例を示した通知文を发出。(平成28年12月16日)</li> <li>・<b>平成29年3月末を目途に、平成29年4月の改正児童福祉法の施行に向けた一部改正通知を发出予定。</b></li> </ul>
		2) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度<b>予算</b>において、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業【産前・産後母子支援事業】を新規に計上。</li> </ul>
		3) 2)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2)のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ今後検討。</li> </ul>
		4) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況等調査を実施中(<b>平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定</b>)。調査結果を踏まえ実施促進策を検討。</li> <li>＜平成27年度実績＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業 1,730市町村、実施率99.4%</li> <li>・養育支援訪問事業 1,447市町村、実施率83.1%</li> </ul> </li> <li>・<b>平成29年3月末を目途に、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」及び「養育支援訪問事業ガイドライン」の一部改正通知を发出予定。</b></li> </ul>

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(5) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	・児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針を改定し、法改正の基本的な内容を反映した。また、子ども虐待対応の手引き等において、法改正の具体的な内容を反映するよう改訂に向け検討中。さらに、平成29年度予算において、市町村職員が児童相談所から委託される指導措置等を適切に行えるよう市町村にスーパーバイザーを配置する費用を計上。
	(6) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	・今年度、「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」を実施。 ・平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用補助を計上。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
	(7) 児童相談所の機能分化 <機能分化>	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを検討中。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		3) 「189」の利便性の改善	・平成28年4月に189のガイダンスの短縮を実施。(平均70秒⇒30秒) ・平成29年度予算において、コールセンター方式を導入し、更なる利便性の改善を図る。(平成29年秋を目途に導入予定)

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 児童相談所の機能分化<一時保護>	1) 里親等への一時保護委託を拡大	・平成28年度予算において、里親への一時保護委託を促進するため、里親手当の金額を引上げ(2,360円⇒4,040円)。
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	・平成27年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。 ・引き続き、平成28年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。
		3) 一時保護所の第三者評価の在り方	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度 <b>予算</b> において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。 ・ <b>今後、本検討会において検討予定。</b>
		4) 一時保護所の基準の見直し	・ <b>平成29年度中に</b> 、一時保護所の設備・職員配置の実態についての調査を検討。
	(8) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年1月16日に「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」がとりまとめられた。 <b>これを踏まえ、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出(平成29年3月7日)。</b>
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」における議論を踏まえつつ、左記の取組の内容を盛り込むよう児童相談所運営指針等を <b>平成29年3月末を目途に改訂予定。</b>
	(9) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度 <b>予算</b> において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。 ・ <b>今後、本検討会において検討予定。</b>

	項目	進捗状況	
6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、 <b>平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定</b> 。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、 <b>平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定</b> 。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮	・児童福祉法施行令を改正(平成28年8月18日公布)し、児童虐待相談対応件数を考慮した配置標準に改正済み。	
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において、児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。	
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、法改正の内容を反映するよう <b>平成29年3月末を目途に改訂予定</b> 。 ・都道府県等が一貫した支援を実施できるよう、平成29年度 <b>予算</b> において、従来の里親支援機関事業を見直し、里親支援事業により里親に対する支援を拡充することとしている。合わせて、新たな社会的養育の在り方に関する検討会での議論を踏まえつつ、里親による養育の質の向上について必要な支援策についても今後検討。
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	・上記1)の関連予算と合わせて、 <b>里親委託ガイドラインに記載するよう平成29年3月末を目途に改訂予定</b> 。
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	・平成28年度の事業実施要綱において、里親家庭も対象であることを記載し、自治体に通知済み。
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	・平成28年度予算において、里親に委託した場合の一時保護委託手当の金額を引上げ。(2,360円→4,040円) ・里親への一時保護委託が適切と考えられるケースや条件整備について今後検討。
	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインに「 <b>里親へ委託することが難しい子ども</b> 」について記載するよう <b>平成29年3月末を目途に改訂予定</b> 。

	項目		進捗状況
7. 社会的養護の充実強化	(3) 特別養子縁組制度	1) 児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度～平成27年度 厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」において、児童相談所及び民間機関の養子縁組あっせんや相談支援の状況を把握。調査研究の内容等も踏まえつつ、児童相談所運営指針を改訂。</li> <li>・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、児童相談所及び民間のあっせん団体に対し、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方に係る調査」を実施。</li> <li>・民間あっせん機関については、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて政省令、通知、指針等の内容を検討。</li> </ul>
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、児童福祉の観点からの特別養子縁組の有用性について記載するよう、平成29年3月末を目途に改訂予定。</li> </ul>
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年3月28日に「特別養子縁組制度の利用促進について」のとりまとめに向けて議論。</li> </ul>
	(4) 施設ケアの充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度予算において、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等に必要な事項を計上。</li> </ul>
	(5) 自立支援	1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲) 4) 里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーの配置	1) 平成29年度予算に計上。(再掲) 2) 平成29年度予算に計上。また、対象者拡大については、対象範囲を省令で3月末を目途に規定。(再掲) 3) 平成29年度予算に計上(再掲) 4) 平成29年度予算において、社会的養護自立支援事業を都道府県等で実施(委託可)し、支援の中核となる支援コーディネーターを実施機関等への配置を計上。
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを予定。</li> </ul>
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを予定。</li> </ul>
	3) CDRに関するモデル事業を実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究によるモデル的取組を実施予定。</li> </ul>

	項目	進捗状況
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を发出	・関係機関・民間企業による情報提供について、通知文を发出。 (平成28年12月16日)
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討	・調査研究の結果等を踏まえ、平成28年度の調査研究費を活用し、家庭支援専門相談員等による親子関係再構築支援に資する手引き等を策定中。 ・これまでの取組としては、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を作成(平成25年3月)、「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成(平成26年3月)し、関係機関等に活用を促している。 ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に対し、家庭支援専門相談員の業務についての調査を実施。

# 社会的養育全体の目標図

市区町村子ども家庭支援拠点

母子保健

子育て世代包括支援センター

全家庭支援(養子縁組・里親を含む)

ニーズのアセスメントと支援計画

在宅での子ども家庭支援

- ・相談、家事援助
- ・ひろば等の利用
- ・保育園等の家庭との協働養育
- ・ショートステイ
- ・産前産後親子ホーム
- ・療育施設 等

要対協  
調整機関

関係機関

在宅措置・通所措置(指導委託)

児童相談所

一時保護・一時保護委託

子どものニーズ評価

包括的里親養育事業

永続的

養子縁組

一時的  
家庭と同様  
家庭的  
里親  
施設

代替養育(分離ケア)

社会的養護

自立支援・アフタケア

## 検討事項

- ・市区町村の基盤の強化方法
- ・支援拠点のあり方
- ・コミュニティソーシャルワークのあり方(ニーズの把握と支援)
- ・在宅措置のあり方
- ・通所(治療的デイケア等)の場の開発
- ・妊娠期からの支援の構築(内密出産の制度の検討を含む)
- ・産前産後親子ホームの構築(社会的養護の一部の活用)
- ・児童家庭支援センターの役割
- ・親子分離中の家庭支援のあり方
- ・家庭復帰後の家庭支援のあり方

- ・継続性を担保するソーシャルワーク
- ・一時保護の機能の提示
- ・権利を保障した一時保護の場の要件
- ・「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良好な養育環境」「その要件」の整理
- ・アドボケート制度の構築
- ・包括的里親養育事業ガイドライン提示
- ・第三者評価基準の見直し、里親評価
- ・施設の機能およびあり方の総合的検討
- ・人材育成方法の提言
- ・継続的養育を意識したケアのあり方提言
- ・家庭復帰支援のあり方

- ・地域子ども家庭支援での自立支援のあり方
- ・社会的養護の自立支援・アフタケアガイドライン提示
- ・継続的支援の制度構築を提言

社会的養育の目標図を達成するためのプロセスを提言

平成29年2月24日「第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料4から変更なし

## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に挙げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針で述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、既存のシステムの側から見ており、子どもを中心として、在宅を含めた社会的養護のあるべき将来像全体を提示していない。
- 5) 養育の永続性に関する議論が希薄で、養子縁組に関する記載がほとんどない。
- 6) 小規模化・地域化は児童養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 7) 国連指針が排除を求める大型や大舎施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 8) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関する言及がない。
- 9) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 10) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域での養育支援は議論されていない。
- 11) 社会的養育のあるべき全体像とそこに至るプロセスが提示されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、分離ケアとしての社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
  - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
  - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
  - 3) その実現へのプロセスを提言する
3. 社会的養育の基準(物理的基準からのケアの質の基準へ)
  - 1) 代替養育(分離ケア)・一時保護所に関する基準
    - (1) 最低基準項目の改定案の提示
    - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
  - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
  - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
  - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援(市町村WGの成果を検討して提言)
  - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
  - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
  - 3) 通所措置(治療的デイケア)に向けての提言
  - 3) 児童家庭支援センターの改革(再定義?)の提言
  - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言(含:内密出産制度)
5. 児童相談所に関する改革(人材育成WGの成果を検討して提言)
  - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
  - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
  - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
  - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
  - 5) 子どもの権利保障のための児童福祉審議会の児童相談所の対応に関する審査
6. 社会的養護(インケア)
  - 1) 代替的養育(分離ケア)
    - (1) 改正児童福祉法第3条の2の定義

「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」

- (2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
- (3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
- (4) 包括的里親養育事業（fostering agency）のガイドライン
- (5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
- (6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
- (7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
- (9) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
- (10) 分離ケアを担う人材の研修方法に関する提言

## 2) 在宅での養育ケア

- (1) 在宅でのインケアとは
- (2) 27条1項2号の措置とその委託（在宅措置）
- (3) 通所措置

## 3) 全体として

- (1) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
- (2) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言

## 7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言  
一時保護所も代替的養育の指針にのっとり
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

## 8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援
- 5) 実家機能

平成28年9月16日「第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料3から変更なし

## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

### 1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製  
⇒叩き台作成を事務局に依頼  
⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

### 2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

#### 1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ  
子どもの権利を基礎とした基準へ

#### 2) 社会的養育の構造

##### (1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方  
子どものための支援であることが基本  
要支援家庭のアセスメント  
支援の在り方  
在宅措置の在り方  
社会的養護との連続性  
児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育  
保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア  
ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方  
全体の支援計画の中の組み込み方

## (2)社会的養護

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

### 議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
  - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
  - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
  - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
  - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
  - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
  - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
  - ・養育者との関係性の継続の重視
  - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
  - ・個の記録の確保
  - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守る社会的養護体系の在り方
  - ・施設養護の専門性
  - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
  - ・専門性による体系の再編成
  - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

### (3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方  
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

### 3) 自律・自立保障

#### 議論すべき事項

#### (1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

#### (2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

#### (3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

## 構成員提出資料

松本構成員 . . . . .	1
井上構成員 . . . . .	5



170320 「社会的養護自立支援事業実施要綱（案）」に関する意見

新たな社会的養育のあり方に関する検討会 座長代理  
松本伊智朗

「社会的養護自立支援事業」が予算事業として創設され、支援コーディネーターの配置等、分離保護された子どもの支援が 22 歳まで継続可能になる枠組みができたことは大きな前進であり、関係部署、担当者の方々のご尽力に敬意を表します。特に「一定の年齢が来たので支援が終了」するのではなく「支援の必要性に応じて支援が継続される」という考え方が共有されつつあることは、制度設計の基本理念の転換であり、今後の自立支援のあり方に大きな意味を持つと考えます。ただ 3 月 14 日の意見交換会で示された「要綱（案）」に関して、いくつかの課題や危惧を感じていますので、以下に意見を述べます。

1. 「予算事業」として「手挙げ」で行われるので、地域格差が生じ、子どもの権利という観点から問題が生じる可能性があります。すべての自治体で実施されるような制度設計が検討されるべきだと考えます。
2. 特に、「居住に関する支援」と「生活費に関する支援」事業は、全国一律に先行して実施することが、当面の措置として必要だと考えます。

本事業は、(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成、(2) 居住に関する支援、(3) 生活費の支給、(4) 生活相談の実施、(5) 就労相談の実施から構成されています。本来の支援のあり方は、(1) の計画に基づいてその他の支援が実施されることが望ましいと考えます。本要綱（案）では、(1) と (4) が必須事業であり、他は対象者のニーズに応じて実施することとなっているのも、その考え方に基づいていると理解します。しかしこれは「手挙げ」方式の下では、「支援コーディネーター」を置く自治体とそうでない自治体で、子どもが里親・施設等で生活できる上限の年齢が実質的に異なることを結果し、深刻な問題をはらむことになります。したがって当面の実施に当たっては、(2) (3) に関しては全国的に一律に実施することが必要だと考えます。また、もしそのようなこととしてすでに制度設計がされているのであれば、要綱にそれを明示することが必要だと考えます。もちろん本来の支援のあり方は上述の通りと理解していますので、全国すべての自治体で本事業が実施されること、そのための措置をとることが基本的に重要だと考えています。

3. 要綱（案）に示される実施主体は「都道府県等」の児童相談所設置自治体（以下自治体）ですが、（１）から（５）の事業の全部または一部を委託することができます。松本の私見ではこれらはすべて自治体の業務として検討されるべきかと考えますが、特に（１）の支援コーディネーターの配置と継続支援計画の作成は自治体の業務とすべきだと考えます。したがって本事業の実施に当たっては、最低限（１）を自治体の業務として明確に位置づけ、他を委託可能としたうえで要綱を発出すべきだと考えます。また「支援計画」の策定は、社会的養護下にあった子どもすべてを対象とすべきです。理由は以下です。

本事業の対象は、「自立のための支援を継続して行うことが適当なもの」とされています。この「適当である」という判断は、ややもすれば恣意的になる危険があります。また社会的養護下にあった子どもはそれぞれに自立に関する課題や困難を抱えており、何らかの「継続的な支援」が必要な子どもは、社会的養護下にあった子どもの多数を占めることが予想されます。また施設への過剰適応から、施設退所時には施設職員から「良い子で心配はない」と判断されていた子どもが、社会生活の開始後に不適応状態に陥ることは、多くの実践者が経験することです。

したがって、本来は公的に措置され、自治体の責任の下で公的ケア下におかれたすべての子どもが対象であるべきだと考えます。少なくとも、里親や施設ケアの終了時（あるいは児童福祉法の対象年齢を超える時点）では、すべての子どもに退所後の「支援計画」が策定されるべきです。その上で個々の必要に応じて具体的な支援がなされるべきで、この中には集中的な支援が継続する場合もあれば、定期的な状況の確認等で十分な場合もあると考えます。こうすることによって、退所後一定の時間が経過したのちの問題にも予防的に対処することが可能になります。

現行の要綱（案）によって、たとえばある県のある児童養護施設を運営する社会福祉法人が「支援コーディネーター」を配置して事業を委託された場合、「情報の共有の程度」や「子どもの側から見たときの支援の受け入れ可能性」に偏りが生ずる可能性が高く、結果として対象が法人と関わりのある子どもや、あるいはむしろ相対的に安定している層への支援に偏る危険があります。物理的にも、一法人で県下の社会的養護下にあった子どもすべてを対象として支援を構想することは、困難が予想されます。

また退所後の「支援計画」の立案に当たっては、要綱（案）にあるように、措置開始時の状況の把握をしたうえで、入所中の「自立支援計画」と一貫していることが重要だと考えます。これは子どもが暮らしていた施設と別法人が立てることは困難が伴いますし、措置をした自治体の責任の一貫性を考えると、自治体の業務とすることがより妥当

だと考えます。

したがって（１）の事業については、自治体の業務とすることが、①対象地域全体の社会的養護下にあった子どもを偏りなく対象にすること、②原則として社会的養護下にあった子どもすべてを対象に「支援計画」を立て、問題に予防的に対処しうる可能性をひろげること、③自治体を中心にした支援の一貫性と責任の所在が明確になること、といった観点から必要だと考えます。

なおこの事業の創設は、平成 28 年 3 月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」を受けて検討されたものであると理解しています。同報告では、「支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結すること」の問題の指摘があり、「里親委託等の措置を受けていた者について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も、少なくとも 22 歳の年度末まで、その後の自立した生活につなげるべく、必要な支援を受けることができるようにする仕組みを整備する必要がある」とされています。ここでは「里親委託等の措置を受けていた者」全体を対象とすることが想定されており、ましてや地域による差が生じることはまったく想定されていません。また同時に、「市区町村・児童相談所に担当部署・ワーカーの配置を検討すべきである」と提言されており、公的責任下での支援が想定されています。本意見は本事業と同様に、この専門委員会報告（提言）の実現の観点からなされていることを申し添えます。

以上



## 市区町村における子ども家庭相談のあり方について

医療法人井上小児科医院理事長 井上登生

平成28年児童福祉法等改正法において、わが国でも児童の権利保障が初めて明文化され、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うこと、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うこととなった。

### 支援の対象

それに伴い、支援の対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦の3つに分けられ、それぞれ、「要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」、「要保護児童とは、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」、「特定妊婦とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」となっている。

同時に、市区町村は、子どもの保護者が子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任（養育責任）を負うことを尊重するとともに、児童福祉法第2条にあるように、子どもの保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを十分自覚する必要がある。また、保護者自身に心身の疾病がある場合は、その日常生活維持のために必要な市区町村・都道府県・国で提供できる支援を適切に行い、同時にその保護者が子どもに対する養育責任を果たすために必要な支援を市区町村は常に考え、提供しなければならない。

### 市区町村における子ども家庭支援相談の流れ

市区町村における、主な子ども家庭相談窓口としては、児童福祉部局、中でも児童虐待防止主管課がある。ですので、気になる子どもや、気になる妊婦さん、養育者の相談が、地域子ども家庭支援拠点等に様々な経路で入ってくる。一方、市区町村がすでに行なっている事業の中での気づきで始まる場合もある。図1のように、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診など、市区町村母子保健主管課の事業の中や、保育所や学校教育主管課、障害福祉課の子ども部会からの気づきも多くある。

いずれにしても、このような気づきの後、子どもの安心・安全の確認と、養育者の困りへの支援の視点に立った家族全体のアセスメントをおこない、同時に、初期アセスメントの中で、緊急度とリスクのアセスメントを行った後、ニーズアセスメントを行い、要支援・要保護の段階（グレード）を大まかに決めていく。と言うのも、この要支援・要保護のグレードによって、市区町村のどの部署が中心となって担当するのか、また、どのような支援を提供すべきなのかなどが異なってくるからである。支援を必要としているそれぞれのお子さんや保護者の真のニーズに見合った支援を提供していく上で、この作業は欠くことのできないものとする。

# 市町村における子ども家庭相談支援の流れ

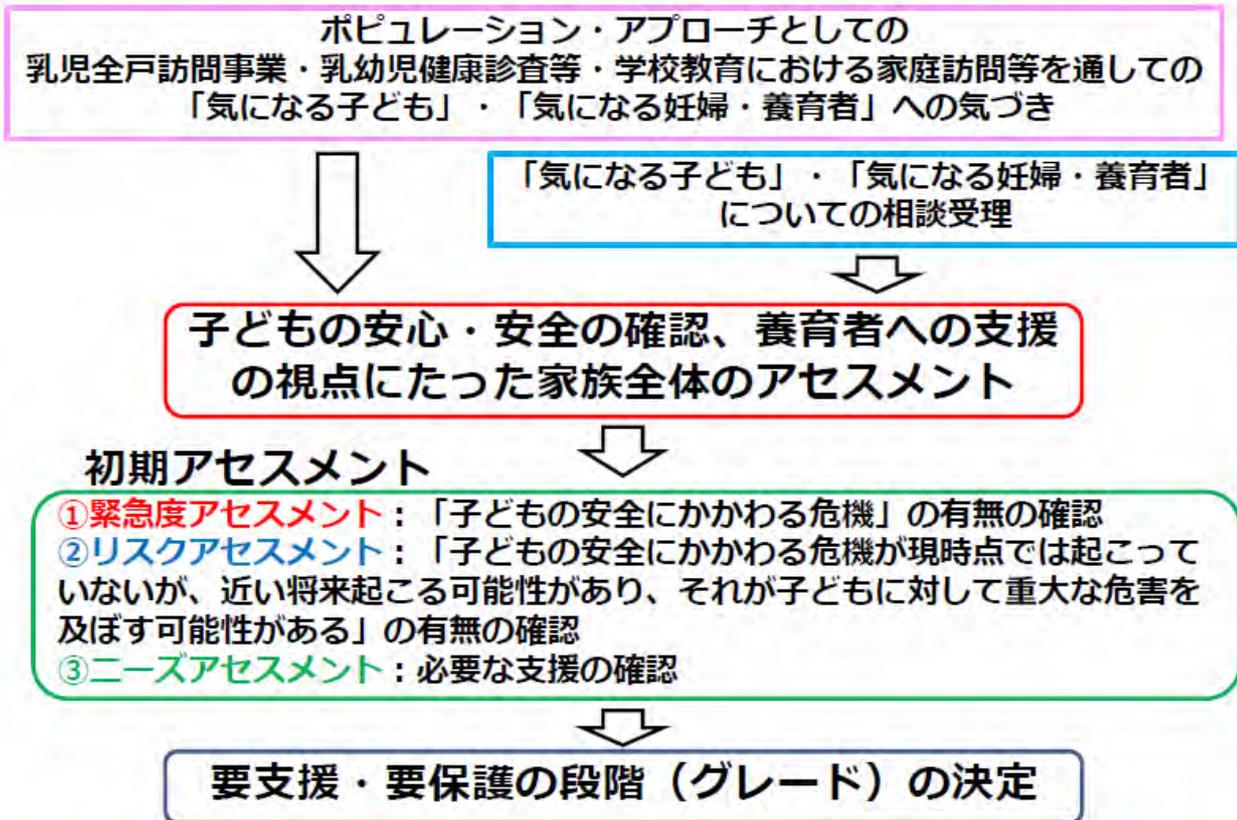
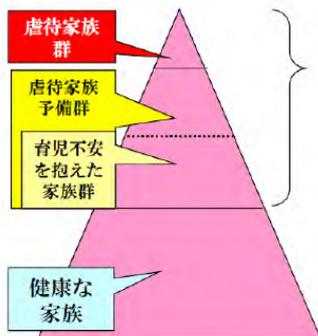


図 1

## 従来の虐待のステージと虐待予防・支援の課題

図 2、3 は、虐待のステージと虐待予防・支援の図である。図 3 は大阪の佐藤拓代先生、図 2 は東京の中板育美先生が作成したもので、どちらも長年の経験の結果から、初期の支援のあり方次第で、重篤な親子関係にならなくてすむグループ、つまり、育児不安を抱えた家族群を、より健康な家族と、虐待に進む可能性のより強い家族群の間に設けている。

従来の在宅支援の課題には、下記のようなものがある。①要支援のあり方（アセスメント方法、どの部署が責任主体となるか）が、各地方自治体で不均一である（できるだけ早急に整える必要あり）。②在宅支援のため市区町村が準備できるメニューが不均一である（3 年を目途に整える必要あり）。③国際的には、在宅支援メニューで効果があるのは、「家庭訪問」と「ペアレント・トレーニング」となっているが、我が国の実情に合致したメニューとして、どのようなものが有効であるか、まだ検討中である。ただ、保健師による妊娠期からの切れ目のない支援は、多くの自治体で有効と考えられている。④市区町村においては、相談内容を客観的にアセスメントするために、すでに公表されている児童虐待についての重症度を判定するツールは比較的良く利用されている。しかしながら、市区町村でもっとも大事な、市区町村で子どもを育てていくことを支援するためのツールが少ない。政令指定都市や中核市のような大都市近辺では、このような関わりの基本は確立されてきていると思われるが、郡部では考え方や支援体制に随分違いがある。



グループを「何でもあるいは何かしら」やればいいのではなく、ターゲットに見合ったグループ手法をとる必要がある。

虐待予防の視点からハイリスクと判断された親支援は、「指導ではなく支援」

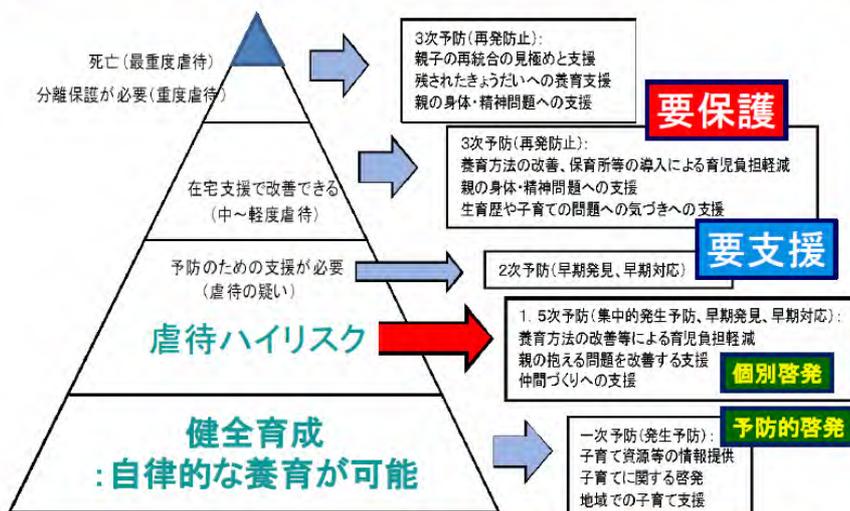
鷺山拓男 (2006) 子どもの虐待と母子・精神保健—虐待問題にとりくむ人のための「覚え書き」改訂版, 南文社。  
 中板育美 (2008) 児童虐待の発生予防・進行防止を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究—「育児支援家庭訪問事業」および「親支援グループミーティング」を通して  
 鷺山拓男、遠藤厚子、山下洋子、他 (2012) 虐待予防は母子保健から—ハイリスク・アプローチとしての親支援グループ, 日本子どもの虐待防止学会第18回学術集高知りょうま大会。

中板育美:「ハイリスク親支援グループ」より引用

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000036189\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000036189_1.pdf)

図 2

## 虐待のステージと虐待予防・支援



佐藤拓代氏作成:大阪府立母子保健総合医療センター 図 3

### 英米におけるパラダイム転換

今回わが国でも成立した児童福祉法の改正のようなパラダイムの転換を行なった後、イギリスやアメリカでも、地方自治体の中でわが国と同じようにアセスメントのあり方や支援方法の不均一が起こった。そのような変換期に、ケアのあり方や評価に悩むことが多い、ネグレクト事例の経過観察中の死亡例を多く経験した後、イギリスでは、GCP、Graded Care Profile と呼ばれ、アメリカでは、Family Preservation ; 家族維持を主眼とした Differential Response ; 区分対応システムと呼ばれる、支援段階の考え方やそれに基づく家族支援のあり方が検討された。

その結果、ニーズアセスメントの重要性が強調されるようになり、虐待の緊急度やリスクのために地方自治体が調査介入型対応として関わるのではなく、子どもの安全の確認を主眼にかかわりを始め、その中で保護者の困りを知り、市町村のできる支援を提供するという支援型対応へとアセスメントの流れが変わっていった。

イギリスやアメリカでもそうであったが、そのような視点でかわり方を変更し始めた時に、今日の日本のひとりっ子・多子家族の支援体制整理のような方法で、支援メニューを開発し、パラダ

イム転換に成功している。

イギリスの GCP は岡山県が積極的に取り入れ、「こどもが心配」というチェックシートとしてまとめている。一方、アメリカの Family Preservation ; 家族維持を主眼とした Differential Response ; 区分対応システムと呼ばれる、支援段階の考え方やそれに基づく家族支援のあり方については、神戸の畠山由佳子の報告がある。

### 市町村における在宅支援（支援段階と主な管轄課）

市町村の子ども家庭支援における主な管轄課は、保健部局（母子保健主管課）、児童福祉部局（子ども・子育て主管課、児童虐待防止主管課、障害福祉主管課）、ならびに教育委員会部局（学校教育主管課）の3つの部局が中心となる。

図4に、要支援段階と必要となる支援、ならびに管轄の目安を示す。

### 要支援段階と必要となる支援と管轄の目安

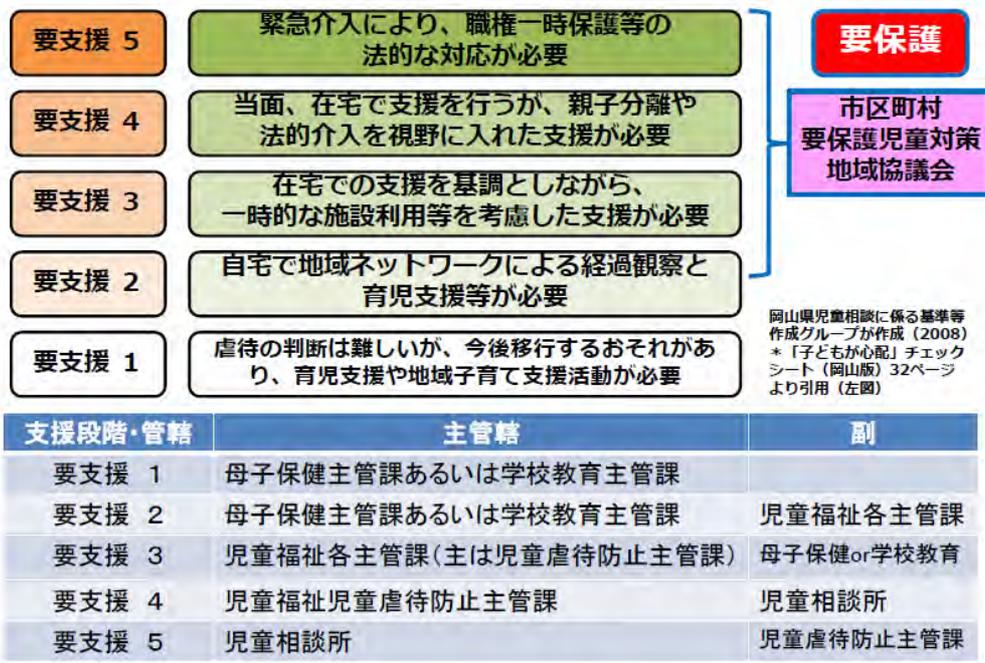


図4

要支援1は、「虐待の判断は難しいが、今後移行するおそれがあり、育児支援や地域子育て支援活動の利用が必要」という段階になる。ここでは、市町村において就学前までのすべての子どもを把握する立場にある母子保健主管課と就学後のすべての子どもを把握する立場にある学校教育主管課が主な管轄課となり、すべての子どもを対象とした市町村の子育て支援事業などを利用しながら支援を行う。

例えば、乳児全戸訪問事業（通称、こんにちは赤ちゃん訪問事業）の結果、特定妊婦の判断はされなかったが、母子保健担当課の保健師による支援としての継続訪問が必要と判断された家庭。学校教育としての家庭訪問などで、経済的困窮状態に気づかれ、放課後児童クラブの優先的利用と教員による教育支援の継続が必要と判断された家庭などがこれにあたる。そのため、その家庭の支援には一貫した支援が必要であり、担当の保健師や教員が交代した時、その支援方針や内容が急に変わることがあってはならない。

要支援2は、「自宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援が必要」という段階になる。

ここでは、母子保健主管課や学校教育主管課が主な管轄課ではあるが、各主管課が管轄する地域ネットワーク事業（子ども・子育て会議、子ども・若者会議、子育てひろば事業ネットワーク、民生委員児童委員連合協議会、青少年健全育成市民会議、人権擁護委員協議会、障害者施策推進協議会または地域自立支援協議会、特別支援教育連携協議会、不登校対策事業、いじめ問題対策連携協議会、等）の中で経過観察と子育て支援等が必要となる。

例えば、発達障がいや不登校状態にある子どもとその保護者に対し、日頃はそれぞれの地域ネットワーク事業の中で要支援1よりも専門性の高い支援を必要とする家庭が対象となる。ここでも上記のような一貫した支援体制の継続が必要となる。また、経過観察中に、要支援2と判断されている家庭の養護性が高まってきたときは、遅滞なく、まず要保護児童対策地域協議会に通告し、児童養護問題の専門職のスーパーバイズを受けることが重要となる。

要支援1や2に対する支援内容は、現在、内閣府の「子供の貧困対策」における「子どもの貧困対策会議」やそれに引き続き開催されている「子供の貧困対策に関する有識者会議」、ならびに子ども・子育て支援新制度などの配布資料で確認できるような支援が重要となる。ここでは紙面の限界のため詳述できないので、是非Webにて確認してほしい。

**要支援3**は、「在宅での支援を基調としながら、一時的な施設利用等を考慮した支援が必要」という段階となる。要支援3以降は、全例、要保護児童対策地域協議会に相談・通告例として報告し、児童相談所との連携が必須となる。

要対協に児童相談所の専門職と同等の経験と知識のある専門家がいる場合は、要支援3は市町村単独で対応できることもあるが、最低でも3か月に1回は必ず児童相談所と経過の共有を図ることが必要である。

**要支援4**は、「当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的な介入を視野に入れた支援が必要」という段階になる。市町村の児童虐待防止主管課が主な管轄課となり、子どもの安心・安全に常に気を配りながら、保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する時間の長い機関との顔の見える連携を維持し、子どもに気になる兆候（サイン）があった場合は遅滞なく報告するよう指示書を交換するぐらいの気持ちで連携を行う必要がある。定期的な児童相談所との連絡会で、毎回状況報告をする必要がある段階となる。

子どもの非行相談は、非行進度により支援のあり方の基本方針が異なるが、従来、学校・警察・児童相談所の協働で対応されることが多くあった。今後はこのようなケースにおいても市町村の地域子ども家庭支援拠点や要保護児童対策地域協議会に通告し、学校だけではなく、市町村全体で認識し支援する体制作りが必要となる。

**要支援5**は、「緊急介入により、職権一時保護等の法的な対応が必要」な段階になる。児童相談所が中心となり、すべての対応を行う段階となる。通常、市町村児童虐待防止主管課がコーディネーターとなり、児童相談所の依頼に応じて、市町村の他課と連携しながら必要な情報提供を行ったり、支援のための役割分担業務を行う段階となる。

ただ、この段階においても、市町村児童虐待防止主管課は、子どもと保護者がどういう状況にあるのか、今後どうなるのか等の把握が必要であり、児童相談所との定期連絡会などで確認・対応する必要がある。

## 市町村における在宅支援の課題

市町村における在宅支援の課題として下記のようなものがある。

①要支援のあり方（アセスメント方法、どの部署が責任主体となるか）が、各地方自治体で不均一（できるだけ早急に整える必要あり）。②在宅支援のため市区町村が準備できるメニューが不均一（今後3年を目途に整える必要あり）。③国際的には、在宅支援メニューで効果があるのは、「家庭訪問」と「ペアレント・トレーニング」となっているが、我が国の実情に合致したメニューとして、どのようなものが有効であるか、まだ検討中である。ただ、保健師による妊娠期からの切れ目のない支援は、多くの自治体で有効と考えられている。④市町村においては、相談内容を客観的にアセスメントするために、すでに公表されている児童虐待についての重症度を判定するツールは比較的良く利用されている。しかしながら、市町村でもっとも大事な市町村で子どもを育てていくことを支援するためのツールが少ないのが現実である。

政令市や中核市のような大都市近辺では、このような関わりの基本は確立されてきていると思われるが、郡部に行くと考え方や支援体制に随分違いがある。

以上の事から、今後、市町村職員の専門性の向上のための研修や顔の見える、切れ目のない連携のためのコーディネーターを各部署に設置することなどが予定されているので、これらの機会を十分活用して体制を整える必要がある。新しく厚生労働省で作成された「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）を参考にし、今、何ができるかをそれぞれの地方自治体で考える時代が到来したと考える。

最後に、以上のことから、これからの市町村子ども家庭相談体制のポイントとして、次のような点が考えられる。

①子ども家庭相談対応に関係する市町村のすべての担当課で、今回示した要支援・要保護段階分類を共通ツールとして使用する。②すべての担当課は、最低3か月に1回は相談対応の進行状況を確認し、要支援・要保護段階分類の妥当性を検討する。③要支援1から3の支援サービスの内容は、今後、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法等の施策の充実が進むにつれて利用できる様々な施策が増加すると考えらる。要支援3から5に関しても、児童虐待防止対策強化プロジェクト等の成果から同様と考えられるので、日々の相談対応において、子どもの安心・安全と保護者への支援の観点から必要とされる施策を検討し、市町村子ども家庭相談の現場から新たな児童虐待予防施策を提言していくことが重要と考える。

〔平成29年2月24日「第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料1から一部変更〕

## 社会的養護における自立支援に関する資料

1	自立支援計画について	．．．．．	P 1
2	進学、就職の状況について	．．．．．	P 12
3	児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】	．．．．．	P 15
4	施設の人員配置の改善	．．．．．	P 17
5	措置費における教育費及び自立支援関係経費の改善	．．．．．	P 22
6	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要	．．．．．	P 24
7	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	．．．．．	P 26
8	身元保証人確保対策事業について	．．．．．	P 30
9	退所児童等アフターケア事業について	．．．．．	P 31
10	18歳以降の措置延長制度について	．．．．．	P 35
11	改正児童福祉法（18歳以上の者に対する支援の継続）	．．．．．	P 36
12	社会的養護自立支援事業について	．．．．．	P 38



## 参考条文（自立支援計画関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）  
（養育）

第二十三条 乳幼児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならぬ。  
2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二 乳幼児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活支援）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（養護）

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

## 参考条文（自立支援計画関係）

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにして行わなければならない。

2（略）

（自立支援計画の策定）

第七十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができることを目的として行わなければならない。

2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

◎里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年九月五日厚生労働省令第百十六号）

（自立支援計画の遵守）

第十条 里親は、児童相談所長があらかじめ当該親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号） ※ファミリーホーム

第一条の二十四 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

●「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」  
(平成17年8月10日雇児福発第0810001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知) <抜粋>

近年、児童相談所や児童福祉施設等において、虐待など複雑かつ深刻化する子どもの問題に対応するために、子どもと家庭に対する確かなアセスメント及びこれに基づいた適切な自立支援計画の策定が求められている。このため、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)を改正し、平成17年4月より、児童養護施設等の各施設長は、入所者に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所者に対する支援計画を策定しなければならないこととしたところである。この自立支援計画については、児童自立支援計画研究会により検討され、「子ども自立支援計画ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))として報告されたところである。これらを踏まえ、児童養護施設等における入所者の援助に係る計画について、下記の点に留意しつつ、自立支援計画を策定し、入所者の援助向上の観点から、その一層の活用を図らねたい。

なお、児童相談所においても、施設入所ケースについて、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」を積極的に活用し、適切な総合診断を行い、施設職員等の関係者と十分に協議して援助指針を作成することとされているので留意願いたい。

おって、平成10年3月5日児家第9号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」及び平成16年5月27日雇児福発第0527001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「乳児院における自立支援計画の策定について」は廃止する。

記

第1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について

児童福祉施設に入所中の子どもに対する指導については、担当職員のみならず施設長を始めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整等を行っているところである。これらの実施については、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められていることから、子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定し、これに基づいた支援を行われたい。

この自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能である。このため、児童相談所が作成する援助指針は、子ども及び保護者の意向が十分に尊重され、施設と十分に協議されたものである必要がある。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分に把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を

行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要である。再評価に際しては、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」等を活用しつつ、子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意する必要がある。また、子どものいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまらず、それまでの間の援助が子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くことが重要である。

なお、当該計画の書式については、標準的と考えられる書式を別添1として添付したので参考にされたい。

## 第2 母子生活支援施設の入所者に係る自立支援計画について

母子生活支援施設の入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談及び助言等各援助領域を通じ、入所中はもとより退所後についても継続的な支援を行うことが必要であるとともに、母子家庭の自立支援の観点に立った支援の充実や、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、子どもの通学する学校や児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたい。

また、当該計画は、入所時に福祉事務所、母子自立支援員等と協議の上、母子自身の意見・意向を踏まえて策定し、以後は定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上、再評価を行うこと。再評価に関しては、母子の問題や短所の指摘にとどまるとのないう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関し、さらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることも足りるものであるが、標準的と考えられる書式を別添2として添付したので参考にされたい。

なお、最低基準においては、母子生活支援施設について、関係機関との連携に係る規定(第30条の2)により、母子生活支援施設の長は、福祉事務所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならないとされているところであり、母子生活支援施設に入所措置を採った福祉事務所にあつては、自立支援計画の作成に関し施設から意見を求められた場合には協力するよう努められたい。

(別添1)

自立支援計画画票

施設名 フリカナ	作成者名 男 女	生年月日 作成年月日	年 月 日 ( 年 月 日 歳)
子ども氏名	性別 線柄	生年月日 作成年月日	年 月 日
保護者氏名	線柄		
主たる問題			
本人の意向			
保護者の意向			
市の町村・保育所・学校・職場などの意見			
児童相談所との協議内容			
【支援方針】			
第〇回 支援計画の策定及び評価 次期検討時期: 年 月			
子ども本人			
【長期目標】			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標 (優先的重点的課題)】			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
合			
【長期目標】			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標 (優先的重点的課題)】			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
【特記事項】			

家庭(養育者・家族)			
【長期目標】			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標 (優先的重点的課題)】			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
地域(保育所・学校等)			
【長期目標】			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
合			
【長期目標】			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
【特記事項】			

(記載要領)

- 1 「本人の意向」及び「保護者の意向」には、本人や保護者がどのようなニーズを持ち、どのような支援・治療を望んでいるのかなどについて記入する。また、具体的な支援・治療ニーズ・内容・方法などについての要望がある場合には、その内容を記入すること。ただし、乳幼児の場合には「本人の意向」を省略することは差し支えないが、可能な限り聴取すること。  
なお、本人と保護者との意向が異なる場合には、それが明確となるよう記入する。
  - 2 「支援方針」については、アセスメントの結果や総合診断及び施設における支援状況から明らかにした支援ニーズに基づき到達したいと考えている内容や方向性などについて記入する。  
※ 支援する側の視点で記入する。
  - 3 ケースの状況によって異なるが、「長期目標」は概ね6ヶ月～2年程度で達成可能な目標を設定する。「短期目標」は概ね1～3ヶ月程度で達成したり進展するような目標を設定する。  
「長期目標」を達成するためにより具体的な目標として「短期目標」を設定する。
  - 4 「支援上の課題」については、アセスメントの結果や総合診断から明らかにした優先的・重点的課題について、優先度の高いものから具体的に記入する。
  - 5 「支援目標」については、「支援方針」の内容を踏まえ、「支援上の課題」に対する具体的な支援目標を記入する。
  - 6 「支援内容・方法」については、支援目標を達成するための支援内容・方法について、回数や頻度などを含めできるだけ具体的に記入すること。
  - 7 「評価」については、計画作成者(担当者)が中心になって、職員による行動観察、評価票をはじめとした客観的評価、子ども本人の自己評価などの資料に基づき、達成状況などについて、ケース検討会議などにおいて、関係職員と検討の上、行う。  
なお、子どもや保護者に計画書が必要に応じて開示することから、この欄の記入内容については、簡潔でわかりやすいこととし、別紙(例：月間評価票などのようなもの)にその詳細な内容について記載するなどの工夫を凝らすことも必要である。
  - 8 特記事項欄には、通信・面会の制限状況や関係機関との連携状況など特記すべき事項について記入する。
  - 9 必要な内容は、様式の枠にこだわらず、枠を広げるなど工夫して記入すること。
- ※ 自立支援計画の見直しを行う場合には、その都度新たな用紙に策定すること。

(別添1の参考)

自立支援計画票(記入例)

施設名		作成者名		〇年 〇月 〇日	
フリーカ	ミライ	コウタ	〇男	〇年	〇月 〇日
子ども氏名	未 来	幸 太	女	×年	×月 ×日
保護者氏名	未 来	リョウ 良	親 父	×年	×月 ×日
主たる問題	被害体験によるトラウマ・行動上の問題				
本人の意向	母が自分の問題性を認め、謝りたいといっている。聞いて、母に対する嫌な気持ちももっているが、確かめてみてほしいという気持ちもある。早く家庭復帰をし、出身学校に通いたい。				
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと考えてきており、息子に謝り、出身学校として、定期的な訪問などにより、家庭を含めて支援をしていきたい。				
市町村・学校・保育所・職場などの意向	入所後の経過(3ヶ月間)をみると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようとして取り組んでいる。母親も、兎相の援助活動を積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善がみられるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。				
児童相談所との協議内容	【支援方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。				
第〇回 支援計画の策定及び評価	子ども本人		次期検討時期:		△年 △月
【長期目標】	盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復				
支援上の課題	支 援 目 標	支 援 内 容 ・ 方 法	評 価 ( 内 容 ・ 期 日 )		
【短期目標】	職責等との関係性を深め、人間に対する信頼感の獲得をめざす。トラウマ性の体感に起因する不信感や恐怖感が強い。	定期的に職員と一緒に取り組む作業などを行う。関係性の構築を図る。心理療法における虐待体験の修正。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時に至った心理的な状態の理解を促す。	年 月 日	年 月 日
(優先的課題)	自己イメージが低く、コミュニケーションから主にくれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題に理解を促す。	他児に対して表現する機会を与え、対人コミュニケーション機能を高める。	年 月 日	年 月 日
【特記事項】	自分ができるような状況になる、行動上の問題が発生するの、その力動が十分に認識できていない。				

家庭(養育者・家族)		地域(保育所・学校等)	
【長期目標】	母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びつたのかを理解できるようにする。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)	これまで継続してきたヘアアレンジ教室への参加(隔週)
【短期目標】	母親の虐待行為に対する認識を深まりつつあるが、抑圧技術を体得できていない。本児に対する認知や感情については十分に認識できていない。	思春期児童に対する養育技術(ヘアアレンジ)が十分に身に付いていない。	父親の役割が重要であるが、指示させたこととは行わない。その意識は十分ではない。
(優先的課題)	母親の役割が重要であるが、指示させたこととは行わない。その意識は十分ではない。	父親の役割が重要であるが、指示させたこととは行わない。その意識は十分ではない。	父親の役割が重要であるが、指示させたこととは行わない。その意識は十分ではない。
【長期目標】	定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)	支援内容	支援内容
支援上の課題	サポートなどへの参加は不足している。近所とのつきあいや孤立感など、孤立感、学校との関係性が希薄になりつつある。	ネットワーキングによるサポートにより、つきあっているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり	主任児童委員が主催しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり
【短期目標】	定期的な通信や面会と本人との関係性を維持、強化する。	出身学校の担任など定期的な通信や面会と本人との関係性を維持、強化する。	出身学校の担任など定期的な通信や面会と本人との関係性を維持、強化する。
【長期目標】	地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善	支援内容	支援内容
支援上の課題	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能などうかを見極める必要あり。	母子関係に着目する。同時に、父親、妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設定し、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。
(優先的課題)	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能などうかを見極める必要あり。	母子関係に着目する。同時に、父親、妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設定し、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。
【特記事項】	通信については開始する。面会については通信の状況をみつつ判断する。	通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る	通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る

(別添2)

自立支援計画画票 (母子生活支援施設)

措置番号	記入日	平成	年	月	日	施設名
フリガナ 母親の氏名	生年月日	昭・平	年	月	日	( 歳 )
子どもの氏名	入所年月日	昭・平	年	月	日	
	生年月日	続柄	子どもの	状態	況	
	昭・平	年	月	日	( 歳 )	
	昭・平	年	月	日	( 歳 )	
	昭・平	年	月	日	( 歳 )	
	昭・平	年	月	日	( 歳 )	
措置理由						
当面の課題						
中・長期的課題						
母親の意見						
子どもの意向						
母親・関係者意見	福祉事務所担当者の意見 (氏名 )					
	施設担当者の意見 (氏名 )					
	その他の意見 (氏名 )					

自立支援 目標	再評価 の実施 予定日	年	月
各領域の具体的支援目標及び方法			
ア 施設内支援			
イ 家庭環境調整			
ウ その他			
再評価を行った時期			平成
			年
			月
			日
再評価欄			

(記載要領)

1 総括的事項

- ① 自立支援計画(母子生活支援施設)は、施設長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全体で合議の上策定することが望ましいこと。
- ② 策定に当たっては福祉事務所・母子相談員と十分協議するとともに、その他関係機関と所要の協議を行うこと。
- ③ 計画に基づいた実践の経過を記録し、定期的に再評価を行い、再評価に基づいて次期の計画を策定すること。

2 「子どもの状況」欄

就学及び就職の状況、心身の状態、特に抱える問題等について記載すること。

3 「措置理由」欄

措置権者が施設入所措置を採った理由を簡潔に記載すること。

4 「課題」欄

記入日時点で母子が抱えている課題を、当面解決すべきものと中・長期的な課題に分けて記載すること。

5 「母子・関係者意見」欄

- ① 「課題」欄に記載した事項に対する母子等の意向・意見を記載すること。
- ② 母子から聴取する際には、受容的、非審判的態度で接し、プライバシーに配慮するとともに、話しやすい環境を整えることが重要であること。
- ③ 子どもの意向聴取は、必要に応じ、母の同意を得た上、母とは別個に行うこと。
- ④ 母子からの聴取に協力が得られない場合は、その旨記載して空欄とすること。

6 「自立支援目標」欄

「課題」欄や「母子・関係者意見」欄を参考にして、次期計画までの間の母子の自立支援目標(一般)について記載すること。

7 「再評価の実施予定日」欄

次期、再評価を行う予定時期を記入すること。

8 「各領域の具体的支援目標及び方法」欄

「自立支援目標」を実現するための領域別具体的支援目標及び方法(関係機関との連携のあり方を含む)について記載すること。

9 「再評価」欄

再評価を行った際に、各領域の具体的支援目標についての達成状況を記入すること。

## 第Ⅱ部 各論

### 3. 自立支援計画、記録

#### (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

① 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

・児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。

・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。

・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法定当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。

② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

・自立支援計画策定の責任者(基幹的職員等)を設置する。

・児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。

・また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。

・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。

・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。

・支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。

・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。

③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。

・自立支援計画の見直しは、子どもともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。

・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。

・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
  - ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
  - ・記録内容について職員間でばらつきが生じないよう工夫する。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
  - ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
  - ・守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
  - ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
  - ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。



# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)	
	人数	割合								
<b>児童養護施設児（単位：人）</b>	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%
進学	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%	2,343人	95.2%
専修学校等	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%	45人	1.8%
就職	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%	45人	1.8%
その他	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%	29人	1.2%
<b>里親委託児（単位：人）</b>	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%	310人	100.0%
進学	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%	297人	95.8%
専修学校等	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%	4人	1.3%
就職	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%	6人	1.9%
その他	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%	3人	1.0%
<b>（参考）全中卒者（単位：千人）</b>	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%	1,175千人	100.0%
進学	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%	1,157千人	98.5%
専修学校等	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
就職	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
その他	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%	9千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)		平成26年度 (H27. 5. 1)	
	人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%
進学	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%	200人	11.1%
専修学校等	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%	219人	12.2%
就職	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%	1,267人	70.4%
その他	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%	114人	6.3%
里親委託児（単位：人）	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%	270人	100.0%
進学	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%	74人	27.4%
専修学校等	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%	59人	21.9%
就職	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%	115人	42.6%
その他	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%	22人	8.1%
(参考) 全高卒者（単位：千人）	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%	1,064千人	100.0%
進学	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%	580千人	54.5%
専修学校等	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%	239千人	22.5%
就職	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%	189千人	17.8%
その他	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%	56千人	5.3%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校・専修学校等

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】

## (9) 学習・進学支援、就労支援

### 《運営指針の記述》

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
  - ・ 不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
  - ・ 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
  - ・ 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
  - ・ 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
  - ・ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
  - ・ 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
  - ・ 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

### 《運営指針の解説》

児童養護施設の子供達は概して学力が低い状況にあります。本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子も少なくありません。ですから、児童養護施設では子どもの潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

低学力の一因として考えられるのが、自己肯定感の低さです。自己肯定感の低い子どもは、自分の将来に希望を持ち目標を立てて努力していくエネルギーが不足しています。このエネルギーは、子どもの健全な成長を願う家族や職員の存在があって生まれ、落ち着いた生活環境の中で育まれていきます。

児童養護施設で学習支援を考えると、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、過度の期待ではなく、その子がその子らしく力が発揮できる事を願いながらの関わりが大切であることを忘れてはなりません。

子どもにとっての「最善の利益」を考える時、職員は今の施設の置かれている環境から、どのような進路選択ができるか知っておく必要があります。また、子どもの希望に

耳を傾け、また、子どもの持っている可能性に目を向け、実際の能力を把握したうえで、どのような支援ができるか考えることが大切です。そのためには多くの情報を集め、子どもに寄り添いながら進路を決定していくことが求められます。

職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。進路選択をする上で子どもは多くの職場を知っているわけではありません。また、その職種は知っていても、その仕事の見える部分しか知らないことも多いです。体験や実習は見えないところを知る機会となります。

アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となります。実習やボランティアと違いそこには賃金が発生しますから、自ずと自分の行為（労働）に対する責任が発生します。自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

#### コラム～高校生のアルバイト

高校生にとって携帯電話は必需品となっています。毎月の支払いを自分の責任とするために、アルバイトをすることがあります。アルバイトへの取組の中で、面接から採用、勤務態度、退職の仕方までをしっかりとできる子どもは、社会に出てからの仕事の定着、また、職場の信頼を失うことのないような転職が上手にできるようになりました。

# 施設の人員配置の改善

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5:1→4:1等）を実施。

## ○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

・児童指導員、保育士

・0・1歳児

1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)

・2歳児

2:1

・年少児(3歳～)

4:1(3.5:1、3:1)

・少年(就学～)

5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)

※()内は加算にて対応。

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法定当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算  
グループ数×(常勤1人+宿  
直管理等職員(非常勤)1人)

## ○措置費

(例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の  
児童養護施設の場合

事務費

- ・一般分保護単価 180,930円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を  
行った場合 21,600円
- ・民間施設給与等改善費  
8%～25%加算

+

事業費

- ・一般生活費 49,430円
- ・その他(各種の教育費、支度  
費、医療費等)  
予算額1人平均24,700円



児童1人月額  
約28万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、  
更に、児童1人月額 約8万7千円加算

# 職業指導員の配置

## 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

## 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

## 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

## 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合(他の職種を兼務している等)
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合(英会話、パソコンの資格取得、調理業務など)
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

(出典)「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」  
(平成24年4月5日雇児発0405第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

# 職業指導員の配置状況及び職業指導の状況

## <配置状況>

家庭福祉課調べ：平成27年度家庭福祉施策関係事業実施状況（予定）調査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童養護施設	10ヶ所	22ヶ所	41ヶ所
児童自立支援施設	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
計	13ヶ所	25ヶ所	44ヶ所

## <職業指導の内容>

### ○進路指導・就労指導

就労面談・模擬面接、個別面接・集団面接の実施  
ハローワークからの講師派遣

### ○就労訓練（主に施設内）

土作業  
農作業  
工作実習

### ○職場実習等

職場見学、職業体験等の実施  
・ 職業訓練  
・ 部品組立等の職場体験実習  
・ 保育所、高齢施設等へのインターンシップ等  
・ 法人が運営する施設での実習体験

### ○職員による職場訪問

（児童の自習状況確認等）

### ○退所生のアフターケア

- ・ 退所児童の相談援助
- ・ 退所児童の家庭、職場訪問
- ・ 退所児童就職先への定期的訪問

### ○職場開拓

ハローワークとの連携  
商工会議所等の経済団体との協力

## ＜職業指導の具体例＞

### ○進路・就労指導

- ・仕事の種類や働くことの意義などの学習。
  - ・求職活動に関する指導。
- ハローワークの活用方法など。(ハローワークの職員による講話を設ける等も含む。)  
就職試験における面接技法に関する学習。履歴書の書き方など。

### ○就労訓練(主に施設内の場合)

- ・施設内の農場での作業・環境整備等(集中して働くことなど、就労態度を学ぶ・働くことの意義を学ぶ等)

### ○職場開拓

- ・実習先の開拓。地元の商工会や社会資源等を活用して、職場実習先を開拓する。

### ○職場実習等

- ・開拓した実習先での児童の実習。
- 実習先としては、製菓製造・部品工場・レストラン・コンビニなどがあげられる。

### ○職員による職場訪問

- ・担当職員が、児童の実習先への訪問を行う。
- ・児童の実習状況の確認
- ・実習先の方による講評の聞き取り
- ・実習先の雰囲気や環境の確認
- ・今後の実習先としての繋がりを保つための対応等の活動

### ○退所生のアフターケア

- ・退所生への聞き取りや相談を受ける活動。(児童には身近に相談できる大人等が多い)。
- ・職場訪問による、児童の状況確認等。
- ・家庭訪問による、児童の生活態度や給与の管理状況等の聞き取り。
- ・場合によっては、関係機関との連携も行う。

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

項目のうち金額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
所要額欄の「括弧」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

## 措置費における教育及び自立支援関係経費の改善

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

	支弁される額 (H28年度予算)
幼稚園費	実費 ※平成21年度～
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(月額/1人) 中学校1年生: 47,400円(月額/1人)
学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人) 中学校: 4,300円(月額/1人)
教材代	実費
通学費	実費
学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
部活動費	実費
特別育成費	公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校1学年の入学時特別加算: 61,030円(月額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(月額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等): 15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援): 25,000円(月額/1人)
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費	小学校6年生: 21,190円(月額/1人) 中学校3年生: 57,290円(月額/1人) 高等学校3年生: 111,290円(月額/1人)
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円 合計276,190円

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度～)

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

#### ○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

#### ○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生のある児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

#### ○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

# 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

## 1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第6条の3第1項

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者） 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

5. 補助根拠 児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

6. 補助率 1/2

(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

7. その他 1か所当たり単価：14,400千円（平成28年度予算）

単価の内訳（国と地方を合わせた額）

定員6人のホームのモデル

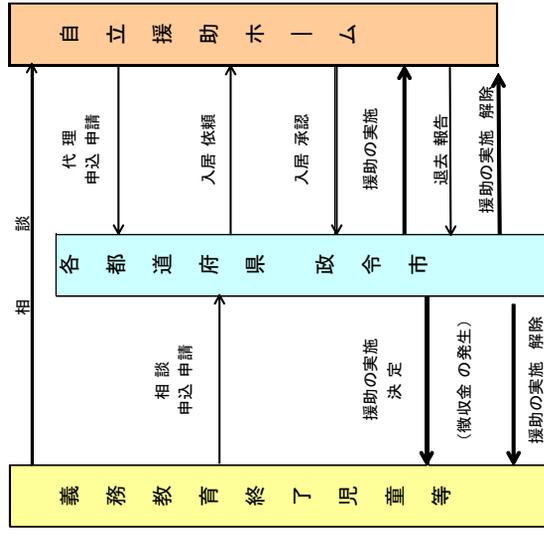
事務費月額保護単価約19万円

十一般生活保護単価月額約1万円

20万円×6人×12月＝14,400千円

※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシエンターについて、自立援助ホームの制度を適用。

## 自立援助ホーム利用の流れ (イメージ)



・実績か所数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
か所数	82	99	113	118	123

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに190か所を目標としている。

# 自立援助ホームの実施状況

## 1. ホーム数の推移

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
か所数	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8	1 2 3

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度末までに190か所を目標としている。

## 2. 定員及び在籍者数(入所率)

定員	在籍者数	入所率
8 2 6 人	4 8 6 人	5 8 . 8 %

※家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

## 3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳以上	計
1 1 人	7 4 人	1 0 3 人	1 8 8 人	3 7 6 人
( 2 . 9 %)	( 1 9 . 7 %)	( 2 7 . 4 %)	( 5 0 . 0 %)	( 1 0 0 . 0 %)

※平均年齢  
1 7 . 0 歳

※児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在)

## 4. 就学状況別児童数

中学校	6 人	( 1 . 6 %)
公立高校	6 2 人	( 1 6 . 5 %)
私立高校	2 6 人	( 6 . 9 %)
その他	2 2 0 人	( 5 8 . 5 %)
大学・短大	2 人	( 0 . 5 %)
就職	3 7 人	( 9 . 8 %)
その他	1 8 人	( 4 . 8 %)
不詳	5 人	( 1 . 3 %)
計	3 7 6 人	( 1 0 0 . 0 %)

※児童養護施設入所児童等調査  
(平成25年2月1日現在)

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

## 【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

## 【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

## 【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

## 【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

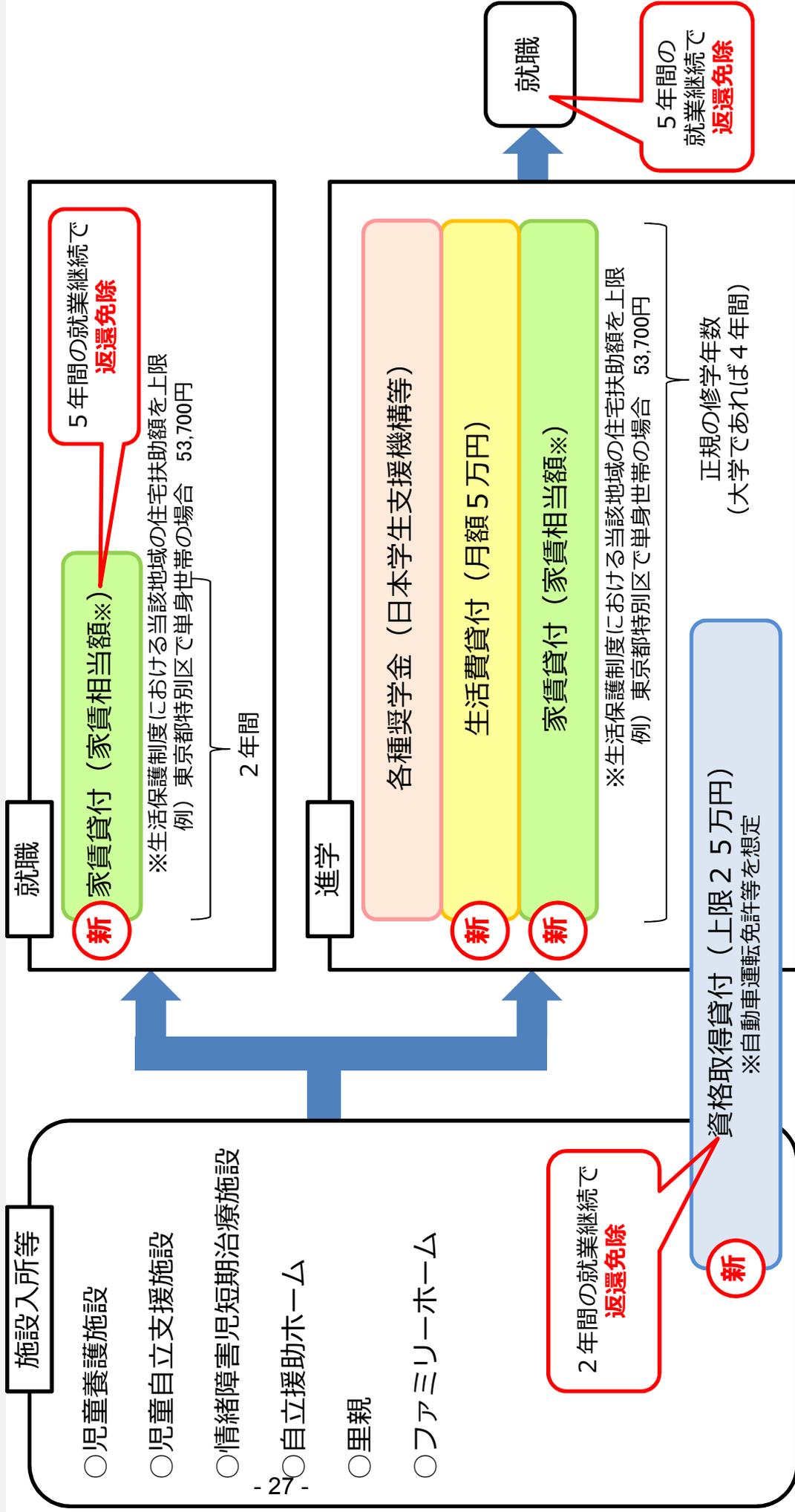
①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

## 概要

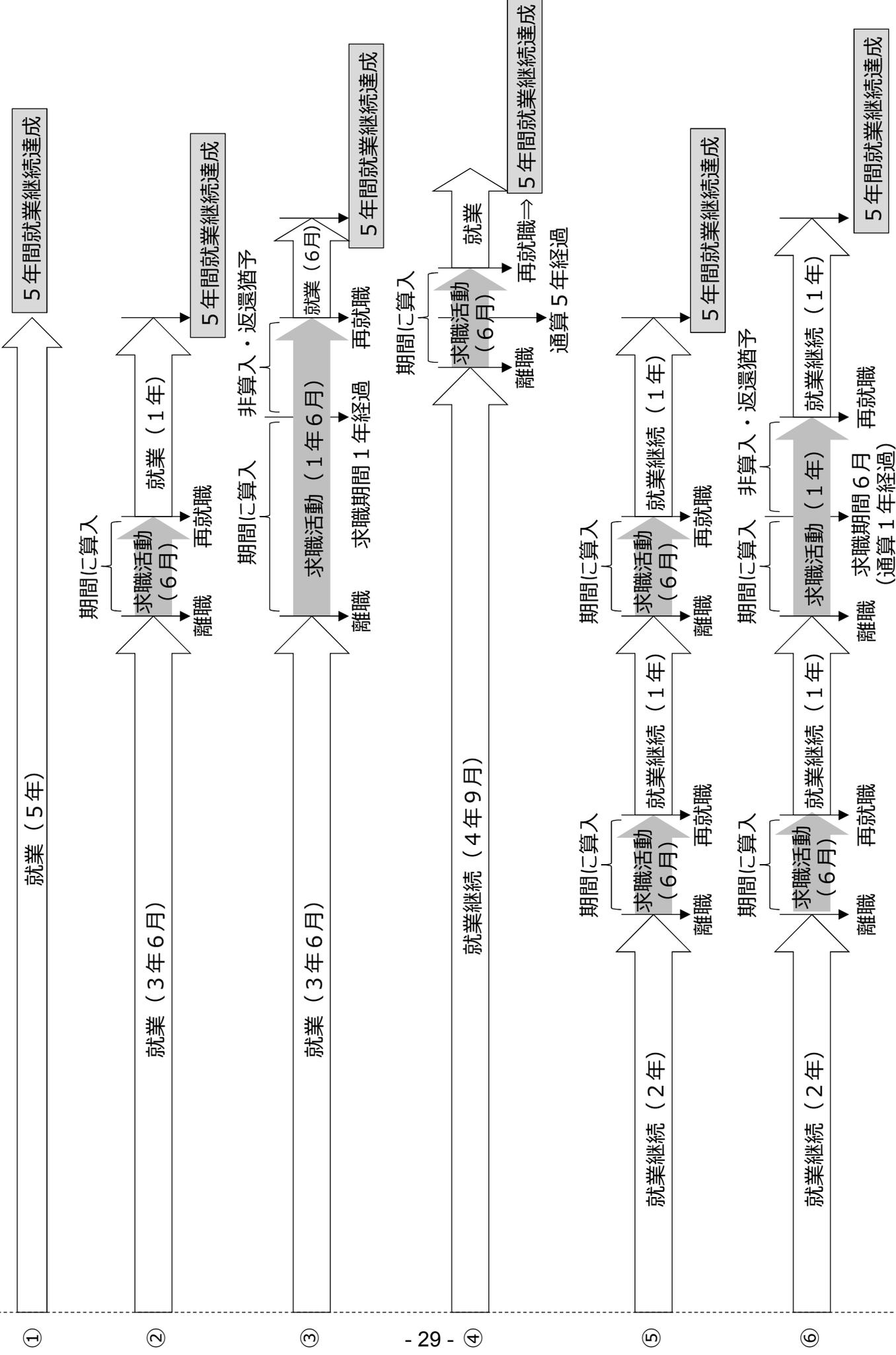
- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業における返還免除について

事項		内容																				
返還債務の当然免除要件 (要件を満たすと返還が当然に全額免除される)	進学者	① 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき																				
	就職者	① 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき																				
返還債務の裁量免除要件 (要件を満たした場合に自治体の裁量によって返還の債務の額の全部又は一部が免除される)		① 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき →返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部 ② 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき →返還の債務の額の全部又は一部 ③ 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき →返還の債務の額の一部																				
		※ 一部免除の額は、就業継続した期間を、貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。 【参考：一部免除の場合の免除率】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>就業2年</th> <th>就業3年</th> <th>就業4年</th> <th>就業5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付2年</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>貸付3年</td> <td>-</td> <td>60%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>貸付4年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		就業2年	就業3年	就業4年	就業5年	貸付2年	40%	60%	80%	100%	貸付3年	-	60%	80%	100%	貸付4年	-	-	80%	100%
	就業2年	就業3年	就業4年	就業5年																		
貸付2年	40%	60%	80%	100%																		
貸付3年	-	60%	80%	100%																		
貸付4年	-	-	80%	100%																		
「就業」の考え方		① 1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。 ② 1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。 ※産前・産後休暇や育児休業による休職期間も、雇用契約は継続しているため、就業継続期間に含める。																				
「就業継続」の考え方		① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するといふ本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。 このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。 なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。 ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。）																				

<就業継続期間の取扱い>



- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

# 身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパルト等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパルト等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

## 2. 補助単価（28年度）

年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパルト等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパルト等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパルト等賃借：120万円

## 3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村  
運営主体：全国社会福祉協議会

## 4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

## 5. 補助率

国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）  
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、  
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

# 退所児童等アフターケア事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

## 2. 補助単価 (28年度 (1か所当たり))

- ①退所児童等アフターケア事業 7,713千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施

→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

## 退所児童等アフターケア事業

### 主な事業内容

- 退所前の児童に対する支援
  - ・社会常識や生活技能等修得するための支援
  - ・進路等に関する問題の相談支援
  - ・児童同士の交流等を図る活動
- 退所後の支援
  - ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
  - ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
  - ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

## 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

### 主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
  - ・雇用先となる職場の開拓
  - ・就職面接等のアドバイス
  - ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- ※児童の保護者も事業の対象  
※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

退所(前)児童に対する生活支援・就業支援、両面からの自立支援を一体的に実施

## 期待される 主な効果

- 退所(前)児童からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。(退所(前)児童の相談時の負担軽減)
- 事業者面からは、退所(前)児童の個人情報が生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

# 退所児童等アフターケア事業実施状況（平成27年10月1日現在）

25自治体	自治体名	事業所名 31か所	運営事業者		生活支援及び就業支援
			個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他の法人	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業 児童養護施設退所児童 希望の家事業	ワーカーズコープ 公益社団法人埼玉県社会福祉士会	NPO その他の法人	生活支援及び就業支援 生活支援
3	東京都	日向ぼっこ ゆずりは	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 子供の家	NPO 社会福祉法人	生活支援 生活支援
4	神奈川県	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	NPO	就業支援
5	石川県	あすなるサポートステーション 石川県	白十字会林間学校 石川県	社会福祉法人 都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援 生活支援
6	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	社会福祉法人	生活支援
7	静岡県	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	その他の法人 社会福祉法人	生活支援及び就業支援 生活支援及び就業支援
8	滋賀県	びっつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
9	大阪府	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
10	兵庫県	兵庫県	兵庫県	都道府県・市区町村	生活支援
11	奈良県	特定非営利活動法人おかえり	特定非営利活動法人おかえり	NPO	生活支援
12	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
13	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
14	広島県	児童アフターケア事業所・カモミール ※平成28年2月事業開始予定	特定非営利法人どりいむスイッチ	NPO	生活支援

# 退所児童等アフターケア事業実施状況(平成27年10月1日現在)

25自治体	自治体名	事業所名	31か所	運営事業者		生活支援
				個人名又は団体名	事業者分類	
15	徳島県	ほなな・ほーむ		一般社団法人徳島県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
16	高知県	おひさま		社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
		あおば		社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
17	福岡県	特定非営利法人そだちの樹 ※平成27年11月事業開始予定		特定非営利法人そだちの樹	NPO	生活支援
18	大分県	児童アフターケアセンターおおいた		社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援
19	札幌市	ヒューマンリソシア株式会社		ヒューマンリソシア株式会社	その他の法人	就業支援
20	横浜市	よこはま Port For		ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び 就業支援
		しいの木 ※平成28年度2月事業開始予定		社会福祉法人葵会	社会福祉法人	生活支援
22	大阪市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
		サロン・ド・ソフレ		大阪市児童福祉施設連盟	その他	生活支援
23	堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
24	広島市	児童アフターケアひかり		社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
25	金沢市	金沢市		金沢市	都道府県・市区町村	生活支援

# ○退所児童等アフターケア事業の実施状況

## 事業内容<例>

### ①生活支援

- ・相談室の設置、電話相談
- ・ソーシャル・スキル・トレーニング
- ・情報誌の発行
- ・不動産会社への同行支援、保証人についての相談、入退去時のトラブル対応
- ・緊急時における宿泊場所の提供

(社会生活を営む上での必要な知識や法律、社会常識を学ぶ機会の提供)

### ②就業支援

- ・資格取得のサポート
- ・職業訓練校等の利用サポート、ハローワークとの連携
- ・職場体験の場を提供

### ③相互交流の場の提供

- ・当事者自助グループ活動（サロン）の運営
- ・当事者の交流会の開催
- ・社会的養護の子どもを取り巻く様々な課題に関する勉強会

### ④関係機関との連携によるサポート体制の確保

※いくつかの事業所のHPより抜粋

平成26年度相談対応件数 23,634件(※18事業所のデータ) 平均1,313件

# 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。  
具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

# 18歳以上の者に対する支援の継続 **新規・拡充** 【平成29年4月施行・児童福祉法】

**課題**

○ 現行の児童福祉法では、原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で支援が終了しており、支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。

↓

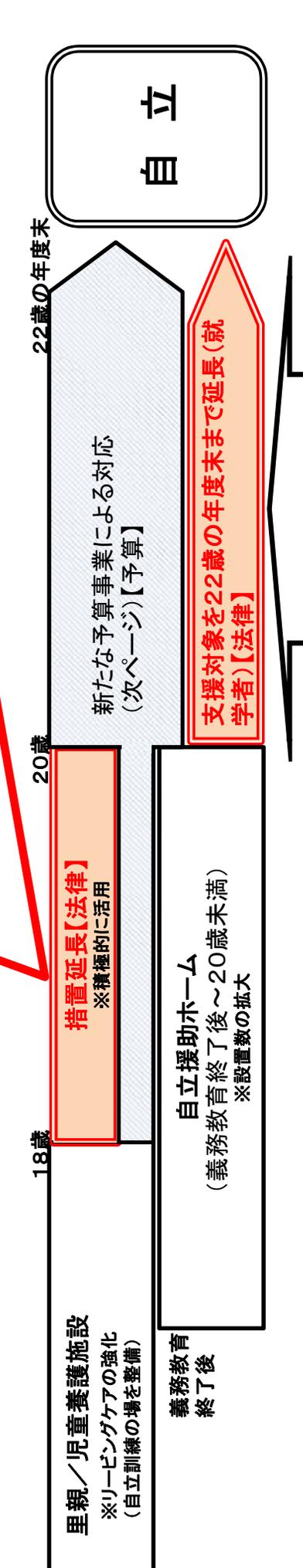
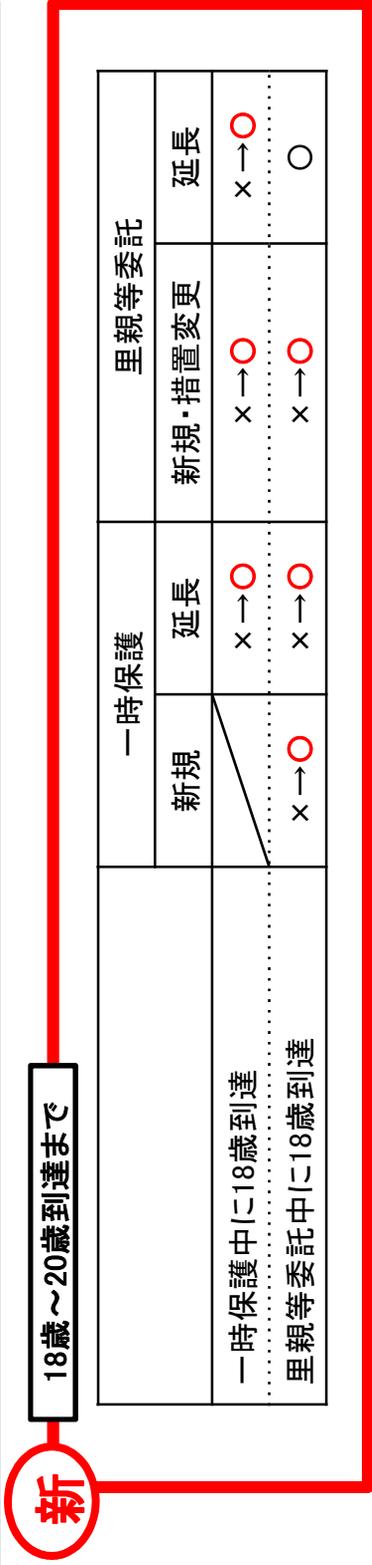
児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

**改正法による対応**

○ 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。

○ 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。

※ 自立援助ホームの対象者の拡大については、次のスライド参照。



# 自立援助ホームの対象者の拡大 **拡充** 【平成29年4月施行・児童福祉法】

## 課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することになってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

↓ 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

## 改正法による対応

- 自立援助ホームの入居者であって大学等に修学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。
- ※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

## 37 現行

15歳 18歳 20歳

○児童自立生活援助事業  
(自立援助ホーム)による援助

※現行の児童福祉法では、20歳到達以降は、自立援助ホームによる支援の対象外

## 改正後

15歳 18歳 20歳 22歳の年度末

○児童自立生活援助事業  
(自立援助ホーム)による援助

### 拡充

○対象者の拡大(※)

大学等就学者以外の者に  
ついては、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる  
予算事業の創設を検討

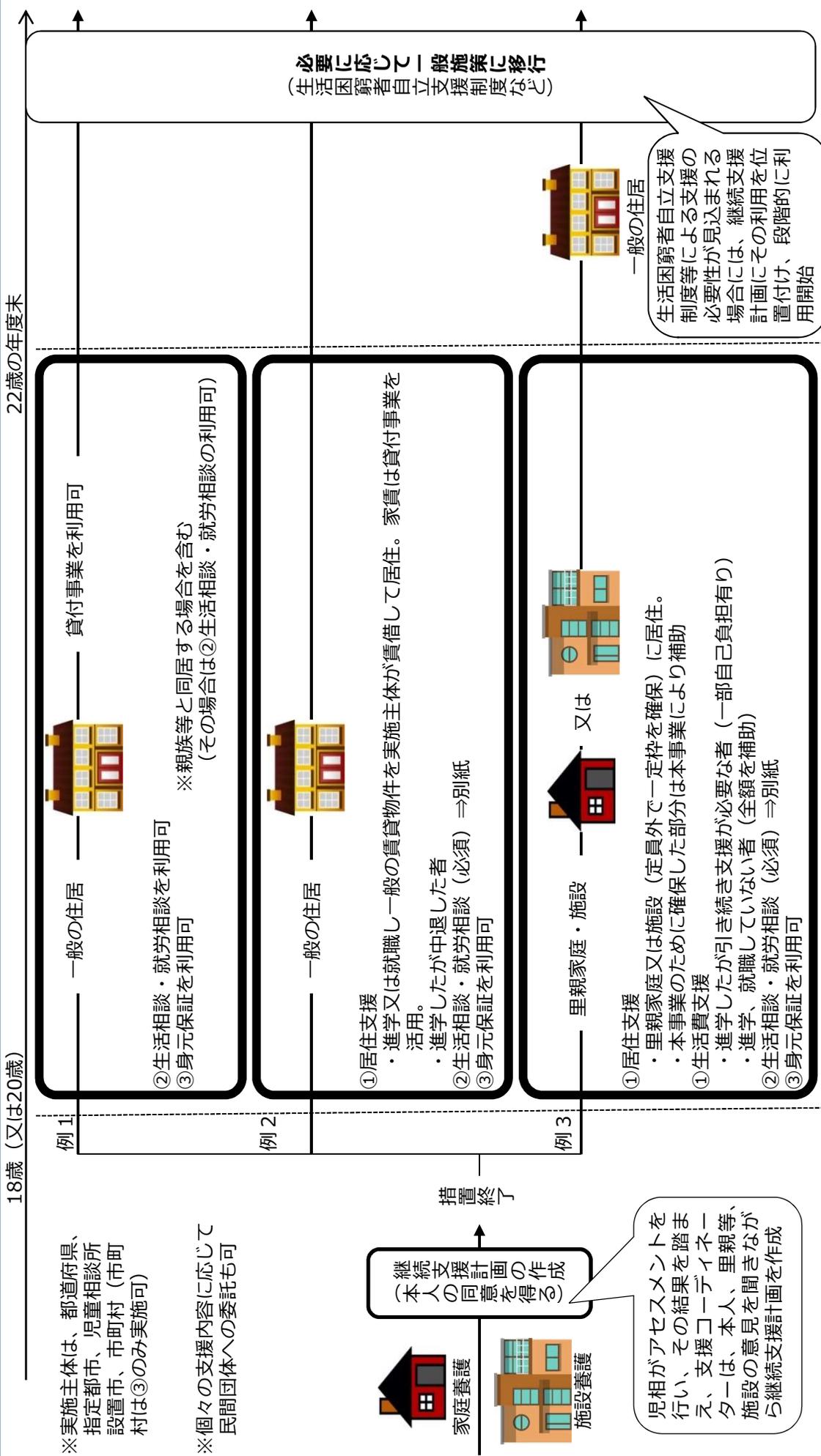
予算事業

※大学等(職業訓練校、専門学校等を含む。)就学中の者にあつては、22歳の年度末までの間にある者に対象拡大

# 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大  
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20  
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

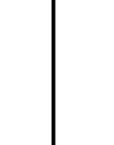


例1

一般の住居



一般の住居



貸付事業を利用可

※生活相談・就労相談を利用可  
※身元保証を利用可

※親族等と同居する場合は②生活相談・就労相談の利用可)

例2

一般の住居



一般の住居

①居住支援  
・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。  
・進学したが中退した者

②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙

③身元保証を利用可

例3

里親家庭・施設  
又は



里親家庭



施設

①居住支援  
・里親家庭又は施設（定員外で一定枠を確保）に居住。  
・本事業のために確保した部分は本事業により補助

①生活費支援  
・進学したが引き続き支援が必要な者（一部自己負担有り）  
・進学、就職していない者（全額を補助）

②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙

③身元保証を利用可

必要に応じて一般施策に移行  
(生活困窮者自立支援制度など)



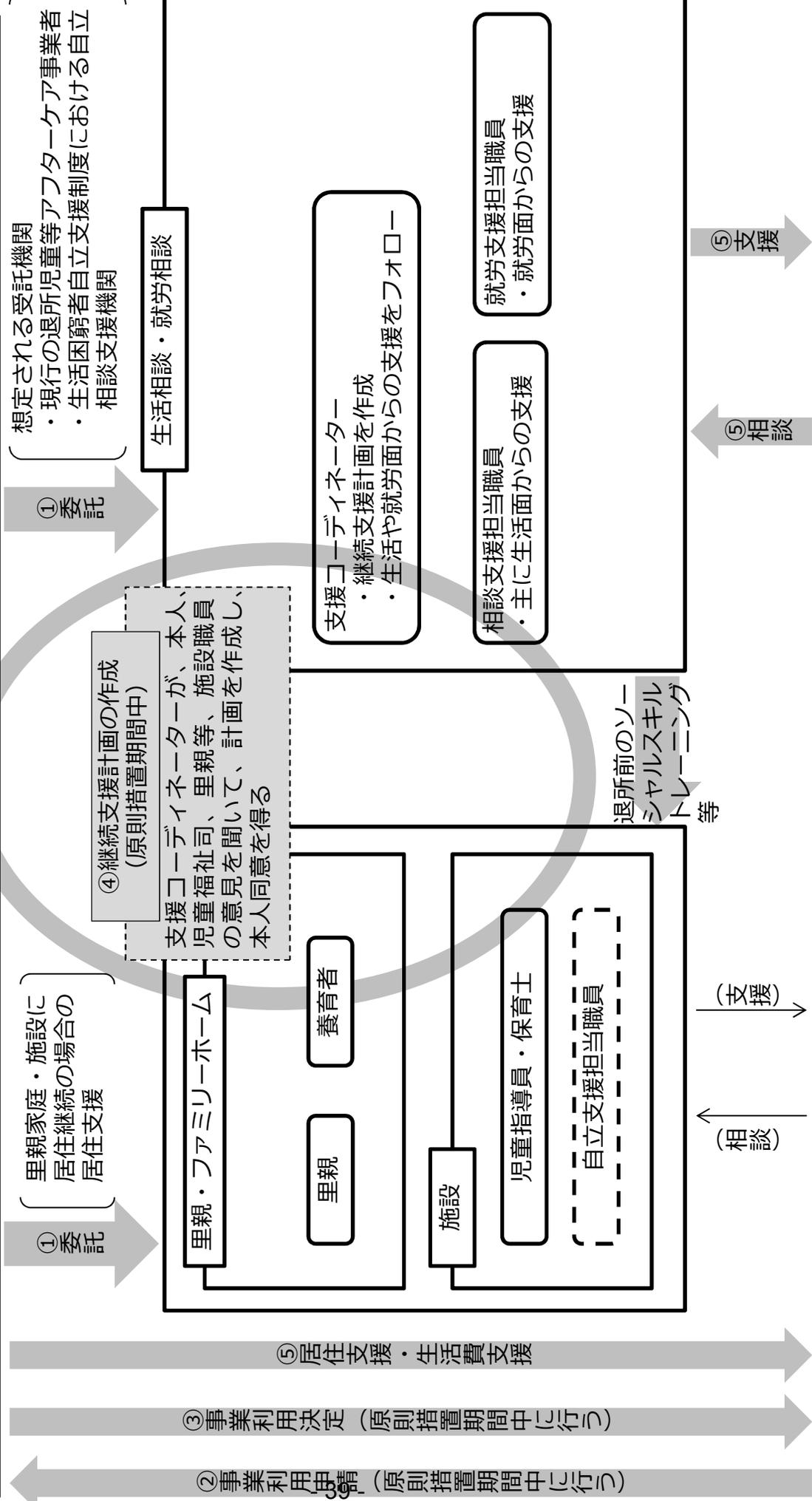
一般の住居

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

# 生活相談・就労相談(イメージ)

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司



対象者

## 社会的養護自立支援事業等の実施要綱 (案) について

1	社会的養護に係る自立支援事業について（平成29年度案）	P 1
2	就学者自立生活援助事業実施要綱（案）	P 3
3	社会的養護自立支援事業実施要綱（案）	P 7
4	産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱（案）	P 17
5	「里親委託ガイドライン」の主な改正ポイント	P 23
6	里親委託ガイドライン改正（案）	P 25





国庫負担規程について

対象施設等	<p>小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設</p>	<p>児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ※満20歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る</p>	<p>【新規】就学者自立生活援助事業 (満20歳以上、義務教育終了児童等に係るものに限る) 【新規】社会的養護自立支援事業</p>
根拠規定	<p>第27条第1項第3号 都道府県は、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 三 児童を小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。</p> <p>第50条第7号 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 七 都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用(国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。)</p> <p>第50条第6号の2 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用</p> <p>第51条第3号 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県の設置する助産の施設又は母施設生活支援施設に係るものを除く。)</p> <p>第53条 国庫は、第50条(第1号から第3号まで及び第9号を除く。)及び第51条(第4号、第7号及び第8号を除く)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p>	<p>第50条第7号の3 次に掲げる費用は都道府県の支弁とする。 七の三 都道府県が行う児童自立生活援助(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。)の実施に要する費用。</p> <p>第53条 国庫は、第50条(第1号から第3号まで及び第9号を除く。)及び第51条(第4号、第7号及び第8号を除く)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p>	<p>※根拠規定なし 予算措置により、国庫補助金(児童虐待・DV対策等総合支援事業)で補助 補助率:1/2</p>
交付要綱	<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業</p>

(注1) 国の設置する施設(第49条の2 国庫は、都道府県が、第27条の第1項第3号に規定する措置により、国の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。)

(注2) 国と地方公共団体との間の財政関係では、普通「負担」と「補助」とに分かれ、その事業に要する経費の性質上、国と地方公共団体の双方が経費を出すべものについては、原則として「負担」という言葉を用い、これに対し本来地方公共団体が経費を賄うべきものにつき国が奨励的ないし援助的な趣旨でその財源の一部を援助するときは「補助」という語が用いられる。なお、「支弁」という語は、その事業に要する経費を地方公共団体がその財源から支出すべき義務を負うことを意味するもので、「負担」に対応する関係を持つている。

(別紙)

## 就学者自立生活援助事業実施要綱（案）

### 1 目的

就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 就学者自立生活援助事業者

就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。）が平成10年4月22日付児発第344号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めた者とする。

### 4 対象者

次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で20歳到達後から22歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の6で定める者であること。

<注：児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者>

- ① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒
- ② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒
- ③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- ④ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）

に在学する学生

- ⑤ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学に在学する学生
- ⑥ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校に在学する学生
- ⑦ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する生徒
- ⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

(2) 満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。

(3) 満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。

## 5 事業内容

本事業は、対象者が自立した生活を営むことができよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関との連携

## 6 申込み、入居及び退去時の取り扱い等

(1) 都道府県等は、対象者から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行うよう努めなければならない。

(2) 援助の実施を希望する者は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する者からの依頼を受けて、この者に代わって都道府県等に申込書の提出を行うことができる。

ただし、満 20 歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。

(3) 都道府県等は、(1) の申込みにより援助を実施する場合や、変更又は解除する場合は、事業者の意見を聞かなければならない。

(4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県等以外の都道府県等が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県等に協議するものとする。

(5) 都道府県等は、児童福祉法施行規則第 36 条の 27 に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームに係る入所者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提

供を受ける方法で行うものとする。

- (6) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県等に報告するものとする。

## 7 実施にあたっての事業者の留意事項

事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。

- (1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上にならぬ援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 事業者は、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
- ① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
  - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - ③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
  - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (6) 都道府県等からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。
- なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。
- (8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

## 8 入居者の費用負担及び適切な経理処理

- (1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- (2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

## 9 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

(別紙1)

## 社会的養護自立支援事業実施要綱（案）

### 1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、4の（1）から（4）に掲げる事業内容を適切に実施することができるかと認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。

また、4の（5）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができるかと認められた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

### 3 対象となる者

#### (1) 4の（1）から（3）の事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、4の（1）の事業による計画は、年齢到達により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定するよう努めること。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以

上義務教育終了児童等を除く。)

(2) 4の(4)及び(5)の事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ 母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）

#### 4 事業内容

必須事業として、次の(1)及び(4)を行うこととし、(2)、(3)、(5)の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(4)の事業を実施していない場合でも、(2)、(3)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

## (2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）や施設等において引き続き居住の場を提供すること。なお、施設等において引き続き居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給することとする。（施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。）また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において引き続き居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの（ア）の居住費の支給を行う場合は、施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童指導員である者

(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

エ アの（ア）の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホームや施設等に引き続き居住を希望する場合は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は经营主体）の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。

オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（以下「貸付事業」という。）により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。

## (3) 生活費の支給

ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、

対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホームや施設等に原則として引き続き居住する場合に生活費を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

エ 3に定める対象者のうち就学し一般賃貸住宅等に居住していた者が、病気等によりやむを得ず中退した場合について、対象者の状況により6か月を限度に生活費を支給することができる。

#### (4) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4(5) 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

#### (5) 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

### 5 設備

4 (4) 及び4 (5) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 対象者が集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

### 6 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (4) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。

なお、4 (2)、(3) による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び(4) の実施に先行して4 (2)、(3) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。

(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。

(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。

(4) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

(6) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。

(7) 対象者が都道府県等の管外に引っ越し等した場合でも必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。

(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られ

るよう支援に努めること。

## 7 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙2)

## 身元保証人確保対策事業実施要綱（案）

### 1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

### 3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者
- ③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者

- ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者

#### 4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

#### 5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者については、設置主体（又は経営主体）主体の代表者又は援助の実施をした児童相談所長とする。
- ⑤ 平成〇年〇月〇日雇児発〇〇第〇〇号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者については、設置（又は経営）主体の代表者とする。
- ⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。
- ⑦ 社会的養護自立支援事業については、施設長、里親、養育者又は設置（又は経営）主体の代表者とする。

#### 6 保証範囲

##### ① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関入学時の身元保証に関し、学費の滞納、教育機関に損害を与える等により、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。

8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

① 就職時の身元保証 200万円

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円

9 保険料

① 就職時の身元保証

年間保険料 10,560円（月額 880円）

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保険料 19,152円（月額 1,596円）

③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

年間保険料 10,560円（月額 880円）

## 10 求償権

全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

## 11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

## 12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

## 13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

(別紙)

## 産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱（案）

### 1 目的

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の具体的な仕組みを検討するため、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を実施する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県等は3に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設等（以下「モデル施設」という。）に事業の全部を委託して実施することができる。

### 3 事業内容

モデル施設は、次の取組を行う。

#### (1) 産科医療機関の場合

特定妊婦等の心身の状況（妊娠、出産についての葛藤等）に配慮しつつ、妊婦が安心して出産し、母と子がより良い生活を送ることができるよう支援することを念頭に、

① 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。

② 出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討する。

検討に際しては、担当医師、助産師などモデル施設における複数の職員により行う。

なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

③ ②の検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応する。

④ ②における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。

## (2) 産科医療機関以外の施設等の場合

特定妊婦等が受診した産科医療機関と連携を図りつつ、母と子がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、

- ① 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。
- ② 母と子の現在の生活を支えつつ、母と子の将来の生活設計について、母の意向を十分に踏まえながら検討する。

検討に際しては、当該母子の担当職員の他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員などモデル施設における複数の職員により行う。

なお、この際、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

並行して、家事など日常生活面での自立については、施設内において習得させていくことが望ましい。

- ③ ②の検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応する。
- ④ ②における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。

## 4 実施体制

### (1) 産科医療機関の場合

母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、モデル施設内に、コーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、モデル施設の医師、助産師、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、母子生活支援施設への一時保護委託など、特定妊婦等に対して緊急的な住まいを提供できる体制を確保すること。

### (2) 産科医療機関以外の施設等の場合

母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、モデル施設内にコーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、モデル施設の看護師、保育士、児童指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があった際に迅速に対応できる体制を確保すること。

## 5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、実施主体は、効果的な支援の実施のため、個人情報

の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わるコーディネーターやモデル施設の職員（以下「コーディネーター等」という。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないように、コーディネーター等に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。

- (2) 実施主体は、本事業で対象となった特定妊婦等と出産後の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとして、地域における具体的な支援体制を構築すること。

## 6 事業計画書の提出

上記3に定める事業の実施を希望する都道府県等は、別紙様式1により厚生労働省に事業計画書を提出する。厚生労働省は事業内容を審査し決定する。

## 7 実施状況報告書の提出

都道府県等は、本事業の毎年度実施状況等について、別紙様式2により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。

## 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(自治体名 )

印

平成 年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先

- ・モデル施設名及び代表者
- ・運営法人名

3. コーディネーターの配置

- ・配置数、
- ・常勤、非常勤の別
- ・職種

4. 事業計画の内容

(1) 現時点で対象者が見込まれている（既入通院者、既入所者）場合は、その人数、支援の方向性

(2) 参画を見込んでいる関係機関

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(自治体名 )

印

平成 年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）に関する実施状況報告

## 1. 事業実施者等

### (1) 事業委託先

- ・モデル施設名及び代表者
- ・運営法人名

### (2) コーディネーターの配置

- ・配置数、
- ・常勤、非常勤の別
- ・職種

## 2. 事業実績内容

### (1) 支援を行った母子の人数と支援内容

① 母 人

[支援内容]

別添（任意様式）

② 子 人（うち、特別養子縁組 人）

[支援内容]

別添（任意様式）

(2) 参画した関係機関ごとの果たした役割

(3) 良かったと感じたこと

(4) 困難と感じたこと（苦勞したこと）

(5) 改善を希望すること

4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）

## 「里親委託ガイドライン」の主な改正ポイント

### 【1. 里親委託の意義】

- 児童福祉法において子どもは適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等が保障される権利を有することが明記されている旨を記載。(P1)
- 児童福祉法第3条の2の規定を踏まえ、特別養子縁組や里親委託を原則として取り組んでいかなければならぬ旨を記載。(P1,2)

### 【2. 里親委託の原則】

- 社会的養護のすべての子どもへの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する旨を記載。(P2)

### 【3. 里親委託する子ども】

- 保護者が死亡し又は養育を望めない子ども等について、法的にも安定した親子関係を築くことが望ましく、養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンスを保障することを優先して検討する旨を記載。(P3,4)
- 施設入所が長期化している子どもについて、保護者の面会状況や養育意思の確認、生活状況等の把握など家族アセスメントを行い、早急に自立支援計画の見直し、里親委託を検討する必要がある旨を記載。(P5)
- 里親に委託することが難しい場合として、以下の場合を記載。(P7)
  - ①情緒行動上の問題が大さいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的ケアが望ましい場合
  - ②保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお理解が得られない場合
  - ③里親に対して不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
  - ④子どもが里親委託に対して明確な反対の意向を示している場合
  - ⑤子どもと里親が不調になり、子どもの状態は不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合
  - ⑥適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合（あくまで一時的なものとし、一時的とは乳幼児は長くとも数ヶ月以内、就学児は長くとも3年以内である旨も記載。）

### 【4. 保護者の理解】

- 長期にわたり保護者による養育が見込めない場合や虐待等の不適切な養育が予想される場合には、児童相談所から保護者に対して積極的に里親委託を勧める旨を記載。(P8)

### 【5. 里親への委託】

- 養子縁組を前提とする場合、自治体を越えたマッチングが有用な場合もあり、近隣自治体等と連携して家庭養育を推進する仕組みづくりへの取組が望ましい旨を記載。(P11)
- 養子縁組里親の委託について、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることをもって一律に排除せず、子どもの成長過程に応じた先の見通しを具体的に話し合いながら検討する旨を記載。(P15)
- 親族里親への委託について、虐待や養育拒否により両親等による養育が期待できない場合も対象に含まれる旨を記載。(P16)

## 【6. 里親の認定・登録について】

- 養子縁組里親の場合、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい旨の記載を削除。(P21)

## 【7. 里親家庭への支援】

- 児童福祉法において、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている旨を記載。(P22)
- 児童福祉法において、養子縁組に関する相談・支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている旨を記載。(P26)
- 子どもが自分の出自を知る権利の重要性、「真実告知」について必要な支援を行う旨を記載。また、思春期には親子関係の變化や反抗などの問題が起こり得るため、必要な支援を行う体制を整えておくことが必要である旨を記載。(P26)
- 養子縁組里親として委託を受けない養子縁組希望者に対しても、同居児童の届出を行うよう指導するとともに、里親の場合と同等の指導体制をとる旨を記載。(P27)
- 同居児童の届出を通じて、民間養子縁組あっせん機関によるあっせんにより同居を始めた子どもを把握した場合には、子どもの養育状況の調査を行い、必要に応じて民間あっせん機関と連携しながら必要な支援を行う旨を記載。(P27)

## 【10. 里親委託及び里親支援の体制整備】

- 児童福祉法において、家庭養護を原則として取り組むことが明確化されたことを踏まえ、専任職員を配置するよう努めるよう記載。(P29)
- 里親支援事業により配置される「里親等委託調整員」、「里親等相談支援員」及び「心理訪問支援員」の役割について記載。(P29)
- 里親支援機関と里親支援専門相談員との連携や分担について、
  - ・レスパイト・ケアとしての施設利用をきっかけとして、里親と里親支援専門相談員との信頼関係の構築を図り、以降の当該里親への訪問支援に里親支援専門相談員を積極的に活用すること
  - ・未委託里親に対するトレーニングにおける施設実習時に、里親支援専門相談員を実習担当として活用することなど、地域の実情に応じて各機関の特徴や得意分野を活かした分担・連携を行う旨を記載。(P34)
- 里親支援機関の守秘義務について、児童福祉施設が里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、里親支援事業の委託を受けていない場合でも、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設職員としての秘密保持義務が規定されている旨を記載。(P34)
- 児童福祉施設以外の者が里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、個人情報取扱いについて規定を設け適切に保護、管理することなどについて遵守するよう指導する旨を記載。(P35)

※「8. 子どもの権利擁護」及び「9. 里親制度の普及と理解の促進」については文言修正のみ

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>里親委託ガイドライン</p> <p>1. 里親委託の意義</p> <p>里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。</p> <p>近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、<u>予期せぬ</u>妊娠で生まれ親が養育できない子どもの養育が課題である。</p> <p><u>児童福祉法（以下「法」という。）において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られる等を保障される権利を有することが位置付けられており、その上で国民、保護者、国、地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童の最善の利益を優先して考慮され、児童の福祉が保障されることが明記されている。このことを踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの養育を進める必要がある。</u></p> <p><u>また、法第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、子ど</u></p>	<p>別紙</p> <p>里親委託ガイドライン</p> <p>1. 里親委託の意義</p> <p>里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。</p> <p>近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、<u>望まない</u>妊娠で生まれ親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、<u>これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。</u></p>

もを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である特別養子縁組を含む養子縁組や里親委託を、原則として取り組んでいかなければならない。

しかし、現状においては、地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなくなっている一方で、このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校生等の高齢の子ども、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手として多くの里親を確保する必要がある。

併せて、児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的環境における養育を目指して、子どもの個別のニーズに応ずることが可能となるような養育単位の小規模化や、地域社会に存在して、地域社会に子どもも養育者も参加できるような地域化を推進していくことが必要である。

## 2. 里親委託の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとつて最も自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとつて、

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校生高齢、年齢、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受けられる子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

## 2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとつて自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとつて、

<p>① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられていないという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、</p> <p>② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるよりよい学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、</p> <p>③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、</p> <p>というような効果が期待できることから、社会的養護においては<u>養子縁組里親を含む</u>里親委託を<u>原則として</u>検討する。</p> <p>3. 里親委託する子ども</p> <p>里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。</p> <p>(1) 保護者による養育の可能性の有無</p> <p>① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども</p> <p>も</p> <p>長期的な安定した養育環境が必要であり、<u>法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。</u>このため、<u>特別養子縁組や普通養子縁組を希望する養子縁組里親</u></p>	<p>① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられていないという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、</p> <p>② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるよりよい学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、</p> <p>③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、</p> <p>というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を<u>優先して</u>検討する<u>べきである</u>。</p> <p><u>もつとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。</u></p> <p>3. 里親委託する子ども</p> <p>里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、<u>多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。</u></p> <p>(1) 保護者による養育の可能性の有無</p> <p>① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども</p> <p>も</p> <p>長期的な安定した養育環境が必要であり、<u>養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的に</u></p>
--	---

<p><u>に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。</u></p> <p>② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要ことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、<u>親子関係再構築、さらには家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。</u></p> <p>(2) 子どもの年齢</p> <p>① 新生児・乳幼児</p> <p>特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した<u>家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。</u></p> <p>また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、<u>積極的に養育里親への委託を検討する必要がある。</u></p> <p>新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達によって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。</p> <p>また、<u>早期せめ妊娠や若年の妊娠など虐待のハイリスクといわれる要支援家庭については、市区町村における支援拠点、母子健康包括支援センター（子育て世帯包括支援センター）、地域の保健機関、医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が産前から早期の相談支援に努める。</u></p> <p>② 中学生や高校生年齢の子ども</p>	<p><u>も安定した親子関係を築くことが望ましい。</u></p> <p>② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要ことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。</p> <p>(2) 子どもの年齢</p> <p>① 新生児</p> <p>特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した<u>家庭的な養育環境を提供することが必要である。</u></p> <p>また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、<u>里親委託は有用である。</u></p> <p>新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達によって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。</p> <p>また、<u>望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が産前から早期の相談支援に努める。</u></p> <p>② 中学生や高校生年齢の子ども</p>
--	---

<p><u>里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得と</u>いった今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。</p> <p><u>高年齢の子どもを養育するにあたっては、子どもの養育経験の豊富な里親が望ましいことから、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し、積極的に委託を検討する。</u></p> <p>なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。</p> <p>(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更</p> <p>施設に長期間入所している子どもについては、<u>早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要がある。</u>自立支援計画の見直しの際には、児童相談所は、<u>保護者の面会状況等を確認し、保護者の養育意思の確認、生活状況の把握等の家族アセスメントを行い、適切な総合判断を踏まえた里親委託の検討が必要である。</u>また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。</p> <p>① 乳児院から措置変更する子ども</p> <p>できるだけ早い時期に<u>家庭における養育環境と同様の養育環境</u>で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。</p> <p>② 施設入所が長期化している子ども</p> <p><u>当初は里親委託を検討したが、うまく里親と適合しなかったことから施設に入所している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての子どもについて、子どもの状態と保護者の状況を考慮し、常に里親への委託を積極的に検討する。</u></p>	<p><u>地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。</u>また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。</p> <p><u>高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。</u></p> <p>なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。</p> <p>(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更</p> <p>施設に長期間入所している子どもについては、<u>施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。</u>また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。</p> <p>① 乳児院から措置変更する子ども</p> <p>できるだけ早い時期に<u>家庭的な環境</u>で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、<u>積極的に活用する。</u></p> <p><u>現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。</u></p> <p>② 施設入所が長期化している子ども</p> <p><u>施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。</u></p>
---	---

<p>③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども 保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。</p> <p>④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども <u>里親へ委託した場合でも、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得るなど、里親への委託に努める。</u></p> <p>⑤ 法第28条措置の更新により<u>施設入所が長期化している子ども</u> 引き続き<u>保護者による虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭養護は必要であるため、里親への委託に努める。</u></p> <p>(4) 短期委託が必要な子ども <u>短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、保護者の傷病や出産等委託期間が明確な子どもについては、原則として里親委託を活用する。</u> 特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となる。子どもにとって大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。</p> <p>(5) <u>特に専門性の高い支援を必要とする子ども（専門里親への委託）</u></p> <p>① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども 集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。 また、保護者がない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障</p>	<p>③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども 保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。</p> <p>④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども <u>里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。</u></p> <p>⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども <u>保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。</u></p> <p>(4) 短期委託が必要な子ども 保護者の傷病や出産等委託期間が明確な子どもについては、<u>短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。</u> 特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとって大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、<u>子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。</u></p> <p>(5) <u>個別的な支援を必要とする子ども</u></p> <p>① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども 集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。 また、保護者がない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障</p>
---	---

<p>害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>② 非行の問題を有する子ども 家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>(6) 里親へ委託することが難しい子ども すべての子どもは<u>養子縁組里親を含む里親委託を原則として</u>検討するが、次のような場合は当面、施設入所措置により<u>子どものケアや保護者対応を行いな</u>がら、<u>家庭環境での養育が困難となる課題があり</u>、<u>施設での専門的ケアが望ましい場合</u>、<u>里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合</u>（法第28条措置を除く）</p> <p>① 情緒行動上の問題が大きく、<u>家庭環境では養育が困難となる課題があり</u>、施設での専門的ケアが望ましい場合</p> <p>② 保護者が里親委託に明確に反対し、<u>里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合</u>（法第28条措置を除く）</p> <p>③ <u>里親に対し</u>、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合</p> <p>④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合</p> <p>⑤ <u>子どもと里親が不調になり、子どもの状態や不調に至った経路から</u>、施設でのケアが必要と判断された場合</p> <p>⑥ <u>きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合</u>（この場合については、あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、<u>就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。</u>）</p>	<p>害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>② 非行の問題を有する子ども 家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>(6) 里親へ委託することが難しい子ども すべての子どもは<u>里親委託を優先して</u>検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。</p> <p>① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的ケアが望ましい場合</p> <p>② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）</p> <p>③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合</p> <p>④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合</p> <p>⑤ <u>里親と子どもが不調になり</u>、施設でのケアが必要と判断された場合</p>
<p>4. 保護者の理解</p>	<p>4. 保護者の理解</p>

<p>(1) 保護者への説明</p> <p>保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求めめる。</p> <p><u>特に、長期にわたり保護者による養育が見込めない場合、虐待等の不適切な養育が予想される場合は、児童相談所から里親委託を積極的に勧める。</u></p> <p>養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまふのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。</p> <p>① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。</p> <p>② <u>社会的養護については、里親委託が原則であり、養育里親による家庭環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明する。</u></p> <p>③ 保護者との調整は基本的に児童相談所が行うが、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合、児童相談所が連絡を取る必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。</p> <p>(2) 保護者の承諾</p> <p><u>里親委託の措置を行う際の</u>保護者の承諾については、法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、こ</p>	<p>(1) 保護者への説明</p> <p>保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求めめる。</p> <p><u>特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまふのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。</u></p> <p>① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。</p> <p>② 養育里親による<u>家庭的環境</u>が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、<u>社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。</u></p> <p>③ 保護者との調整は基本的に児童相談所が行うが、<u>対応困難な保護者等を除き、</u>保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。</p> <p>(2) 保護者の承諾</p> <p>保護者の承諾については、<u>児童福祉法第27条第4項</u>で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、こ</p>
---	---

<p>れらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表明がなければ、<u>児童福祉法上</u>、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。</p> <p>① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合 保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、<u>児童福祉法</u>第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。 なお、<u>都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法</u>第27条第6項（<u>児童福祉法</u>施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。 里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求めめる。 保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。</p>	<p>いる。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表明がなければ、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。</p> <p>① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合 保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、<u>法</u>第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。 なお、<u>都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、客観性が必要である</u>と認めるときは、<u>法</u>第27条第6項及び<u>児童福祉法</u>施行令第32条により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。 里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求めめる。 保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。</p>
<p>② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合 本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求めめる。 なお、最終的に理解が得られない場合は、<u>家庭裁判所の承認を得て行う法</u>第28条措置を除き、<u>児童福祉法</u>第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、<u>結果として里親委託はできないことになる</u>。</p> <p>③ <u>児童福祉法</u>第28条による措置の場合 法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしな</p>	<p>② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合 本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求めめる。 なお、最終的に理解が得られない場合は、<u>法</u>第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないことから、<u>里親委託を行う場合は、子どもの個別ニーズに合わせて法</u>第28条措置を検討することとなる。</p> <p>③ <u>法</u>第28条による措置の場合 法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子ども</p>

<p>もの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。</p> <p>ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えなければならない場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については、非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。</p> <p>④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等</p> <p>里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求めめる。</p> <p>児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。</p> <p>また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。</p>	<p>いことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。</p> <p>ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えなければならない場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については、非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。</p> <p>④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等</p> <p>里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求めめる。</p> <p>児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。</p> <p>また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。</p>
<p>5. 里親への委託</p> <p>(1) 里親委託の共通事項</p> <p>① 里親家庭の選定 (マッチング)</p> <p>里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ</p>	<p>5. 里親への委託</p> <p>(1) 里親委託の共通事項</p> <p>① 里親家庭の選定 (マッチング)</p> <p>里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ</p>

<p>を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。</p> <p>子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。</p> <p>里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。</p> <p><u>また、養子縁組を前提とする場合には、個々の子どもの状況に応じて自治体を超えたマッチングが有用な場合もあり、近隣の自治体等と、子どもや里親家庭の支援を連携して行う仕組みや、登録里親の情報共有など、家庭養育を推進する仕組みづくりに取り組むことが望ましい。</u></p> <p>なお、子どものアセスメントや子どもと里親の調整には、里親支援機関と連携することも有用である。</p>	<p>保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。</p> <p>子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。</p> <p>里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。</p>
<p>② 委託の打診と説明</p> <p>里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の<b>目的</b>、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や他の受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。</p> <p>また、里親に対し、<b>委託</b>を断ることができるとを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い、<b>家族</b>にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。</p>	<p>② 委託の打診と説明</p> <p>里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の<b>予定</b>、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。</p> <p>また、里親に対し、<b>受託</b>を断ることができるとを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。</p> <p>新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに</p>

<p>新生児委託や養子縁組を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容や里親の反応等、支援に必要な情報は記録することが望ましい。</p> <p>③ 子どもと里親の面会等</p> <p>子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当職員と里親担当職員が異なる場合は、その役割を明確にする。子ども担当職員は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当職員は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。</p> <p>施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらい、協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するため、初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝え、もらうことも必要である。</p> <p>家庭から里親委託する場合は、必要に応じて子どもと里親との面会を実施する。</p> <p>このように里親委託までには、面会や外出、外泊などを行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、子どもと里親の状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する子どもとの適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。</p> <p>里親委託のための調整期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、子どもと里親の面会の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。</p> <p>委託開始の決定は、学齢児であれば学期の区切りに合わせるといった配慮をするとともに、子どもと里親の関係性を見極めた上で決定する。</p>	<p>障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。</p> <p>③ 子どもと里親の面会等</p> <p>子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。</p> <p>施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらい、協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するため、初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝え、もらうことも必要である。</p> <p>家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。</p> <p>このように里親委託までには、面会や外出、外泊などを行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する子どもとの適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。</p> <p>里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもとの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるといった配慮を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるといった配慮を進める。</p> <p>なお、里親と児童相談所の子ども担当、里親担当者、可能であれば保護者と、</p>
--	--

<p>なお、里親と児童相談所の子ども担当職員、里親担当職員、可能であれば保護者も含めて、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。</p> <p>また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親をはじめとする関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。</p> <p>(2) 養育里親へ委託する場合  <u>養育里親と養子縁組里親との違いを保護者に丁寧に説明し、長期に委託する場合、数週間や1年以内など短期間の委託</u>など、ニーズに応じた多様なことを説明し、理解を得ることが大切である。</p> <p>家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行う。里親は、<u>状況に応じて、保護者に対し子育てのアドバイスを行ったり、よりよい子育てのモデルとして具体的な支援を行うことも可能である。また、児童相談所と連携して、保護者との一定の距離をとった交流を続けながら生い立ちを整理し、子どもと保護者、相互の肯定的なつながりを主体的に回復するための支援など、</u>子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。</p> <p>短期で委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。</p> <p>その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。</p> <p>なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、</p>	<p>子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。</p> <p>また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。</p> <p>(2) 養育里親へ委託する場合  <u>保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託する</u>など、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。</p> <p><u>また、</u>家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行う<u>など、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、</u>子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。</p> <p>短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。</p> <p>その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。</p> <p>なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。</p>
--	--

<p>委託一時保護として処理することとする。</p> <p>委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を 確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。</p> <p><u>委託の解除にあたっては、子どもを現に養育する里親も積極的に親子関係再構築 支援を行うなど、関係機関が連携して継続的なフォローを行う必要がある。</u></p> <p>また、施設に入所している子どもについても、里親支援機関と協力する等により、 夏休みや週末を利用して<u>家庭生活を体験するために養育里親へ委託を行うなど、子 どもにできる限り家庭養育を提供できるよう、積極的な運用をする。</u></p> <p>(3) 専門里親へ委託する場合</p> <p>虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもに ついては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。</p> <p>専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こす場合があり、児童相 談所は、施設や関係機関等と連携し、<u>委託された子どもと専門里親の調整を行い、 児童発達支援センター等</u>でのケアや治療を取り入れながら、<u>きめ細やかな支援を行 う。</u>特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等 子どもの担当職員や<u>家庭支援専門相談員</u>に委託後の里親への助言や養育相談の支援 を依頼する。</p> <p>また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養 育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応に ついては、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応す る。</p> <p>(4) 養子縁組里親へ委託する場合</p> <p>児童福祉の観点からの養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育 が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与え</p>	<p>委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を 確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。</p> <p>また、<u>家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設</u>に入所している子どもに ついて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ 委託を行う等積極的な運用をする。</p> <p>(3) 専門里親へ委託する場合</p> <p>虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもに ついては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。</p> <p>専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こす<u>ことがある</u>場合があ り、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、<u>療育機関</u>でのケアや治療を取り入れ ながら、<u>委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要であ る。</u>特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等 子どもの担当職員や<u>ファミリーソーシャルワーカー</u>に委託後の里親への助言や養育 相談の支援を依頼する。</p> <p>また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養 育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応に ついては、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応す る。</p> <p>(4) 養子縁組を希望する里親の場合</p> <p>児童福祉に<u>おける</u>養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望 めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えるこ とにより、子どもの健全な育成を図る<u>ものであることから、</u>要保護児童対策の一環</p>

<p>ることにより、子どもの健全な育成を図ることができるという点である。このため、保護児童対策の一環として、<u>パーマネンシー（恒久的な養育環境）を必要とする子どもが適合する養親と養子縁組を結ぶよう制度を活用する。</u></p> <p><u>とりわけ特別養子縁組は、継続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を必要とする子どもにとって極めて重要であることを念頭に置いて取組む必要がある。</u></p> <p><u>委託する養子縁組親は、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する。</u></p> <p><u>また、子どもの障害や疾病は受け止めること、養子縁組の手續中に保護者の意向が変わることがあることなどに対する理解を確認するとともに、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意味を確認する。</u></p> <p><u>子どもとの面会等</u>に際して、<u>里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。</u></p>	<p>として、子どもと適合する養親と<u>適正な養子縁組を結ぶよう制度を活用する。</u></p> <p><u>養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意味を確認する。</u></p> <p><u>子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。</u></p> <p><u>また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気が受け止めること、養子縁組の手續中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。</u></p>
<p><u>養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との法的な親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできないことを説明する。</u></p> <p><u>また、特別養子縁組の手續きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適當である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。</u></p> <p><u>なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなく</u></p>	<p>養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできないことを説明する。</p> <p>また、特別養子縁組の手續きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適當である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。</p> <p>なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくとも、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律</p>

<p>ても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。</p> <p>(5) 親族里親へ委託する場合等</p> <p>親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合において、その子どもの福祉の観点から、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。</p> <p><u>親族里親へ委託する場合には、次の点に留意する。</u></p> <p>① 「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合は、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合など含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。</p> <p>② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた結果、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となつてしまう場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようなことができる。</p> <p>③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能であるが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。</p> <p>④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。</p>	<p>第89号）第817条の6ただし書）。</p> <p>(5) 親族里親へ委託する場合等</p> <p>親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。</p> <p>① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合は、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。</p> <p>② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようになることができる。</p> <p>③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。</p> <p>④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。</p> <p>⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨が</p>

<p>⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。</p> <p>(6) ファミリーホームへの委託 ファミリーホームは、里親や児童養護施設等で<u>子どもの養育</u>経験がある者が養育者となり、里親と同様の家庭養護の担い手である。 ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かすつ、複数の子どもがいる環境の方がより適しやすいため、個人や、個人の里親への<u>委託には不安感を持つ保護者に対して</u>も有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。</p> <p>(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点 未婚、若年出産など<u>予期せぬ妊娠</u>による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出生した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。 まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や<u>疾病</u>は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。 実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、</p>	<p>り知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。</p> <p>(6) ファミリーホームへの委託 ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の<u>経験がある者が養育者となり</u>、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。 ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かすつ、複数の子どもがいる環境の方がより適しやすいため、個人や、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。</p> <p>(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点 未婚、若年出産など<u>望まない妊娠</u>による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出生した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。 まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や<u>病気</u>は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。 実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生</p>
---	--

<p>里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。</p> <p>(8) 措置延長についての留意点</p> <p>里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ<u>子ども</u>や<u>保護者</u>の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができ、特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</li> </ol> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には<u>積極的に</u>活用する。</p>	<p>見の里親委託の特徴である。</p> <p>(8) 措置延長についての留意点</p> <p>里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ<u>保護者</u>や<u>児童</u>の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、<u>児童福祉法</u>第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができ、特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</li> </ol> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。</p>
<p>(9) <u>子ども</u>と<u>里親</u>が不調になった場合</p> <p><u>子ども</u>と<u>里親</u>の調整を十分に<u>行っただ</u>で<u>委託し</u>、委託後も児童相談所や里親機関等が援助を行った場合においても、<u>子ども</u>と<u>里親</u>が不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が<u>大きく</u>なり、子どもの関係がうまくいかななくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。</p> <p>不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら<u>子ども</u>と<u>里親</u>の関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の共有・協議・支援</li> </ol> <p>不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対し</p>	<p>(9) <u>里親</u>と<u>子ども</u>が不調になった場合</p> <p><u>里親</u>と<u>子ども</u>の調整を十分に<u>行っただ</u>から、<u>里親委託し</u>、委託後も児童相談所や里親機関等が援助を行った場合においても、<u>里親</u>と<u>子ども</u>が不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が<u>高く</u>なり、子どもの関係がうまくいかななくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。</p> <p>不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら<u>里親</u>と<u>子ども</u>の関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の共有・協議・支援</li> </ol> <p>不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対し</p>

<p>員の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ<u>委託を継続</u>することができるよう支援を行う。</p> <p>② 委託解除</p> <p>やむを得ない場合は、委託解除を検討する。<u>子どもや里親に対する支援による解決が見込まれず、委託継続が適切でない</u>と判断される場合は、<u>無理を重ねること</u>で、<u>子どもの最善の利益を損ねる可能性もあることから、委託解除による傷つきを恐れて過度に慎重になる</u>ことのないように、適切に<u>委託解除について</u>判断する。</p> <p>委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。同時に、里親に対しては、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど、<u>養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等へのケアが重要</u>である。不調の原因が里親自身にある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したが<u>やむを得なかった</u>場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に<u>振り返り</u>、前向きに今後につなげていくことが重要である。</p> <p>6. 里親の認定・登録について</p> <p>里親制度は、家庭での養育が<u>困難又は受けられなくなった</u>子どもを、<u>温かい愛情と正しい理解をもって自らの家庭に迎え入れて養育を行うもの</u>である。このため、里親は子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。</p>	<p>必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ<u>委託継続が図る</u>ことができるよう支援を行う。</p> <p>② 委託解除</p> <p>やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、<u>無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する</u>。</p> <p>委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。<u>それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等へのケアが重要</u>である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力した<u>けれど合わない</u>場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に<u>振り返りかえり</u>、前向きに今後につなげていくことが重要である。</p> <p>6. 里親の認定・登録について</p> <p>里親制度は家庭での養育が<u>欠ける</u>子どもに<u>温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うもの</u>である。このため、里親は子どもとの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。</p> <p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等</p>
--	---

<p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所による指導や支援を受け入れられることや、関係機関と協力することが難しい場合、跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身などの里親希望者自身のためだけに里親となることを希望している場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親希望者のインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任のもとで行われる養育であることを丁寧に説明する。また、委託後に子どもの発達の遅れや障害、疾病が見つかることがあるなど、委託される子どもの状況で受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組里親希望者には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることを説明する。</p>	<p>と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託後に子どもの状況で委託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることを説明する。</p> <p>(3) 要件審査に当たった際の留意点</p>
<p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所による指導や支援を受け入れられることや、関係機関と協力することが難しい場合、跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身などの里親希望者自身のためだけに里親となることを希望している場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親希望者のインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任のもとで行われる養育であることを丁寧に説明する。また、委託後に子どもの発達の遅れや障害、疾病が見つかることがあるなど、委託される子どもの状況で受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組里親希望者には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることを説明する。</p>	<p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所による指導や支援を受け入れられることや、関係機関と協力することが難しい場合、跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身などの里親希望者自身のためだけに里親となることを希望している場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親希望者のインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任のもとで行われる養育であることを丁寧に説明する。また、委託後に子どもの発達の遅れや障害、疾病が見つかることがあるなど、委託される子どもの状況で受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組里親希望者には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることを説明する。</p>

<p>(3) 要件審査に当たった際の留意点</p> <p>申請書を受理したときは、里親希望者が<u>里親として</u>適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、法第 34 条の 20 第 1 項に定める<u>欠格事由</u>に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第 1 条の 35 の要件を満たしていることが必要である。</p> <p>また、<u>養子縁組里親</u>については、<u>法第 34 条の 20 第 1 項に定める欠格事由に該当しないこと</u>のほか、<u>児童福祉法施行規則第 36 条の 42 第 2 項に基づき</u>、<u>親がない又は親による適切な養育が受けられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどについて調査を行うことが必要であるが、その際、以下の点についても留意すること。</u></p> <p>① 里親の年齢</p> <p>養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生、<u>高校生</u>年齢など高年齢の子ども<u>の委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することが必要である。</u></p> <p>また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25 歳に達しない者は、養親とすることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。</p> <p>② 里親を希望する者が単身である場合</p> <p>知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、<u>経済的な基盤</u>や<u>養育を支援する環境</u>があるかなど確認する。<u>養子縁組里親の希望者が特別養子縁組を希望する場合、民法の規定により、縁組成立の要件が夫婦共同縁組（婚姻している者）に限られることを説明し、理解を求める。</u></p>	<p>申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、<u>児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項に定める欠格の事由</u>に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第 1 条の 35 の要件を満たしていることが必要である。また、<u>親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。</u></p> <p>① 里親の年齢</p> <p>養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを<u>新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。</u></p> <p><u>なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが 20 歳に達した時、里親の年齢が概ね 65 歳以下であることが望ましい。</u>また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25 歳に達しない者は、養親とすることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。</p> <p>② 里親を希望する者が単身である場合</p> <p>知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、<u>養育する経済的な保証</u>や<u>養育を支援する環境</u>があるかなど確認する。</p>
	<p>7. 里親家庭への支援</p>

<p>7. 里親家庭への支援</p> <p><u>法第11条第1項第2号へでは、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。児童相談所は、里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。</u></p> <p>里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。</p> <p>また、<u>里親、児童相談所、地域の関係機関との間に相互の信頼関係を築き、個々の里親の多様性や状況がしっかりと把握されていることが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。</u></p> <p>里親支援は、<u>里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、活用できる社会資源を開拓するのではなく、児童相談所や地域の関係機関と連携をして、スーパーバイズや心理職からの助言などにより里親による養育を支えることができるよう、養育のチームを作っていくという</u>意識で、各種の取組を行う。</p>	<p>里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。</p> <p><u>里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。</u></p> <p>里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。</p> <p>また、<u>多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。</u></p> <p>里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。</p>
<p>(1) 委託前の支援</p> <p>円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員、<u>里親支援機関に配置された里親等委託調整員、里親等相談支援員又は心理訪問支援員（以下「里親等委託調整員等」という。）</u>の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにも</p>	<p>(1) 委託前の支援</p> <p>円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子</p>

<p>っても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに      応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受      け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど      最適な里親委託等となるよう支援する。</p> <p>(2) 定期的な家庭訪問</p> <p>委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、<u>様々な</u>状況に直面するの      で、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等が連携を図り、定期      的に訪問し、子どもと里親の</u>状況を確認し、相談支援を行う。</p> <p>委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に      1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定      になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問する。</p> <p>委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要である      が、その後においても、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等      が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。</u></p> <p>定期的な家庭訪問は、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等</u>      が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に      訪問し、その後の定期的訪問は、<u>里親等委託調整員等や里親支援専門相談員等</u>が行      うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。</p> <p><u>里親等委託調整員等や里親支援専門相談員等</u>が家庭訪問を行う場合は、初回は児      童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談      所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明すると      ともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情      報を共有した上で、訪問することが必要である。</p> <p>里親支援における家庭訪問は、<u>委託されている子どもを含め里親家庭を支援する      ものであり、できる限り子どもに面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、      相談に応じ、子どもの成長の状況を把握するとともに、里親に子どもの養育状況に</u></p>	<p>どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。</p> <p>(2) 定期的な家庭訪問</p> <p>委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、<u>様々の</u>状況に直面するの      で、<u>児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的</u>に訪問し、<u>里親と子ども      の</u>状況を確認し、相談支援を行う。</p> <p>委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に      1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定      になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問する。</p> <p>委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要である      が、その後においても、<u>児童相談所や里親支援機関の担当者</u>が、日頃から里親と顔      なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。</p> <p>定期的な家庭訪問は、<u>児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里      親支援専門相談員</u>が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担      当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、<u>施設の里親支援専門相談員</u>が行      うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。</p> <p><u>里親委託等推進員や里親支援専門相談員</u>が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相      談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所か      らの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するととも      に、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を      共有した上で、訪問することが必要である。</p> <p>里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状      況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供を<u>するとともに、できる限り、子ど      もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長      の状況を把握する。</u></p>
---	---

<p>ついて聞き、相談に応じ、必要な情報提供を行う。</p> <p>また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受け、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。</p> <p>(3) 里親の相互交流</p> <p>児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。</p> <p>(4) 里親の研修</p> <p>養育里親、専門里親及び養子縁組里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、養育の質を確保するために必要な研修を適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。</p> <p>(5) 地域の子育て情報の提供</p> <p>① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村における支援拠点や母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）など市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。</p> <p>② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するよう指導する。児童相談所の担当者には、関係機関等を訪問し、調整を行う。</p>	<p>また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。</p> <p>(3) 里親の相互交流</p> <p>児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。</p> <p>(4) 里親の研修</p> <p>養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。</p> <p>(5) 地域の子育て情報の提供</p> <p>① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。</p> <p>② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するよう指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。</p>
---	---

<p>(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア） 里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、<u>以下の点に留意しながら、積極的に活用する。</u></p> <p>① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。</p> <p>② レスパイト・ケアは、<u>日数に上限を設けることなく、</u>個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。</p> <p>③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、<u>里親に対し、事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れを行う施設や里親等を紹介しておく。</u>また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。</p> <p>(7) 相談 里親支援機関等と連携し、<u>子どもや里親からの相談に応じ、子ども及び里親の気持ちを十分に聞くとともに、子どもの状態を把握することが重要である。</u></p> <p>里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。</p> <p>複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。</p> <p>(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援 里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は<u>児童心理治療施設</u></p>	<p>(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア） 里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、<u>次に留意しながら、積極的に活用する。</u></p> <p>① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。</p> <p>② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。</p> <p>③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。</p> <p>(7) 相談 里親支援機関等と連携し、<u>里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。</u></p> <p>里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。</p> <p>複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。</p> <p>(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援 里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は<u>情緒障害児短期治療施設</u>に通所させることができるとされている。</p>

<p>に通所させることができるとされている。</p> <p>この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>(9) 養子縁組の支援</p> <p><u>法第11条第1項第2号トでは、養子縁組に関する相談・支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。児童相談所においては、養子縁組の支援を養子縁組里親への委託を通じて実施していくことが多いが、特に、特別養子縁組の場合、養親となることを希望する者が家庭裁判所に申し立てを行うことにより縁組手続が開始するため、里親担当職員は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親が家庭裁判所に特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。</u></p> <p>子ども担当職員は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きを開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。</p> <p>また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。</p> <p><u>特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることが非常に重要であり、養親自らが自分の言葉で愛情をもって子どもに伝えることが非常に重要である。児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩里親の体験談を聞くことができる場として、里親会や里親支援機関を紹介するなど、必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行、不登校など行動上の問題も起こり得る。</u></p> <p><u>養子縁組の場合には、乳幼児期から養育していても、子どもの問題行動について、血のつながりがないことに原因を求め、あるいは真実告知による影響なのではと考えて自信を失うなど、様々な葛藤と向き合うことがある。</u></p> <p><u>しかし、このような時期こそ、これまでの養育を振り返り返る良い機会でもあると捉</u></p>	<p>この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>(9) 養子縁組の支援</p> <p><u>養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。</u></p> <p><u>特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすること支援する。</u>子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きを開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。</p> <p>また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。</p>
--	--

え、子どもや里親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

里親委託の要件に該当しない等の事情により、里親委託を行わないこととなった場合には、養子縁組希望者に対し、法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。その他、里親制度を活用せずに養子縁組を支援する端緒としては、民間あっせん機関のあっせんにより養親候補者宅で同居を始めた子どもについても、同居児童の届出を受理した場合にも、家庭訪問等により子どもの養育状況の調査を行い、必要に応じて児童福祉司指導を実施するなど、民間あっせん機関と連携しながら必要な支援を行う。

#### (10)ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

#### 8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとつて、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。

里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心してできるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

#### (10)ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

#### 8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとつて、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心してできるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だ

<p>里親に対しては、<u>委託された子ども</u>も同士のいじめや実子との衝突等、<u>子どもの間の暴力</u>がある場合など、里親だけで対応が困難な<u>場合には</u>、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する<u>ことや</u>、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。</p> <p>また、<u>委託されている</u>子ども同士が交流する<u>機会等を設ける</u>ことは、子どもの声を聞く<u>ことで</u>権利の擁護に<u>つながる</u>とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。</p> <p>9. 里親制度の普及と理解の促進</p> <p>里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。</p> <p>その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、<u>里親について知ってもらう</u>勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。</p>	<p>けで対応が困難な<u>とき</u>、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。<u>併せて</u>、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。</p> <p>また、子ども同士が交流する<u>里子の会等を行う</u>ことは、子どもの声を聞く<u>権利の擁護</u>とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。</p> <p>9. 里親制度の普及と理解の促進</p> <p>里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。</p> <p>その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、<u>里親について知ってもらう</u>勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。</p> <p>里親になろうとするとする動機は、子育てが好き<u>とか</u>、社会貢献をしたい<u>とか</u>、<u>子どもがいないので</u>子育てをしてみたい<u>とか</u>、自分の子育てに<u>立って</u>余裕が<u>ある</u>など、<u>様々な</u>あり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。</p> <p>また、里親制度について<u>広く</u>理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進める<u>ための理解を促進する</u>。</p>
<p>10. 里親委託及び里親支援の体制整備</p> <p>里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。</p> <p>(1) 担当職員の充実</p>	<p>10. 里親委託及び里親支援の体制整備</p> <p>里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。</p> <p>(1) 担当職員の充実</p>

<p>(1) 担当職員の充実</p> <p>① 児童相談所の里親担当職員      里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県、<u>指定都市</u>又は<u>児童相談所設置市</u>（以下「<u>都道府県市</u>」という。）（児童相談所）が中心を担当ものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、<u>改正児童福祉法において家庭養護を原則として取り組むことが明確化されたことを踏まえ、専任職員を配置するよう努めること。</u></p> <p>里親担当職員は、<u>子ども</u>を担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、<u>里親等委託調整員</u>等や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。</p> <p>② <u>里親等委託調整員</u>  <u>里親等委託調整員は、里親支援事業により置かれる職員であり、児童相談所における非常勤職員として配置される場合のほか、里親支援機関事業を委託された法人に常勤職員として配置することも可能である。また、里親支援機関事業を委託された法人の常勤職員が、里親等委託調整員として児童相談所内で業務に当たる場合もある。</u></p> <p><u>里親等委託調整員は、里親支援事業全体の企画及び里親と乳幼児等児童福祉施設、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行い、又は児童相談所の親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。</u></p> <p>③ <u>里親等相談支援員及び心理訪問支援員</u>  <u>里親等相談支援員及び心理訪問支援員は、里親支援事業により置かれる職員である。</u>  <u>里親等相談支援員は、現に子どもを養育している里親や、レスパイト・ケアなど短期間子どもを養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親への指導等を行う。</u>  <u>また、心理訪問支援員は、里親等へ委託された子どもでもあって、虐待等により</u></p>	<p>① 児童相談所の里親担当職員      里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である<u>都道府県市</u>（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、<u>できる限り専任であることが望ましい。</u></p> <p>里親担当職員は、<u>児童のケース</u>を担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、<u>里親等委託調整員</u>や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。</p> <p>② 里親委託等推進員      里親委託等推進員は、<u>里親支援機関事業</u>により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。</p> <p><u>里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。</u></p>
---	--

特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行う。

④ 里親支援専門相談員

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならぬ。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではないが、児童相談所の里親担当職員や里親等委託調整員等と緊密な連携を図りながら実践を積み重ね、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親等委託調整員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターに配置された相談・支援担当職員と連携して支援を実施することが望まし

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならぬ。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連携することが望ましい。

<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>都道府県市は、「里親支援事業の実施について」(平成29年※月※日雇児発※第×号)に基づき、里親支援事業を委託する場合には、当該委託先を里親支援機関(A型)として指定する。また、委託を受けずに里親支援の事業を行っている場合には、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定する。</u></p> <p>① 里親会</p> <p>里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。</p> <p>このような役割を明示するため、<u>都道府県市は、地区の里親会が里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関(B型)として指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p>	<p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>このように役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p> <p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<u>里</u></p>
<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>都道府県市は、「里親支援事業の実施について」(平成29年※月※日雇児発※第×号)に基づき、里親支援事業を委託する場合には、当該委託先を里親支援機関(A型)として指定する。また、委託を受けずに里親支援の事業を行っている場合には、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定する。</u></p> <p>① 里親会</p> <p>里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。</p> <p>このような役割を明示するため、<u>都道府県市は、地区の里親会が里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関(B型)として指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p>	<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>都道府県市は、「里親支援事業の実施について」(平成29年※月※日雇児発※第×号)に基づき、里親支援事業を委託する場合には、当該委託先を里親支援機関(A型)として指定する。また、委託を受けずに里親支援の事業を行っている場合には、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定する。</u></p> <p>① 里親会</p> <p>里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。</p> <p>このような役割を明示するため、<u>都道府県市は、地区の里親会が里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関(B型)として指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p>

<p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<b>里親等委託調整員等</b>、<b>里親支援専門相談員</b>、<b>児童家庭支援センター</b>の職員は、<b>里親会の事務局を支援することが望ましい。</b></p> <p>里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。</p> <p>② 児童家庭支援センター</p> <p>児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられており、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）</b>として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。</p> <p>③ 里親支援専門相談員を置く施設</p> <p>里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域での活動を行いやすくするために、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）として</b>指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明文化することが望ましい。</p> <p>④ 公益法人、NPO等</p> <p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）として</b>これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p> <p>(3) 役割分担と連携</p>	<p><b>親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター</b>の職員は、<b>里親会の事務局を担当することができる。</b></p> <p>里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。</p> <p>② 児童家庭支援センター</p> <p>児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられており、<b>里親支援機関</b>として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。</p> <p>③ 里親支援専門相談員を置く施設</p> <p>里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域での活動を行いやすくするために、<b>都道府県市が里親支援機関に</b>指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。</p> <p>④ 公益法人、NPO等</p> <p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p> <p>(3) 役割分担と連携</p>
---	---

<p>(3) 役割分担と連携</p> <p><u>法第11条第1項第2号へにおいて、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、委託児童の自立の支援まで、一貫した里親支援が都道府県（児童相談所）の業務として明記された。これらの里親支援については、同条第4項において、知見や経験を有するNPO法人等の民間団体に委託することも可能であることとされている。</u></p> <p>児童相談所の里親担当職員と、<u>里親等委託調整員等</u>、<u>里親支援専門相談員</u>との間の役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。</p> <p>行政事務や措置に直接関係する業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、</li> <li>② 委託に関する事務（<u>里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等</u>）、</li> <li>③ 里親指導・連絡調整（<u>レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等</u>）、</li> <li>④ 里親委託の解除（<u>委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応</u>）</li> </ol> <p>などは、児童相談所が直接に行う必要がある。</p> <p>一方、それ以外の業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）</li> <li>② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）</li> <li>③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）</li> <li>④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）</li> </ol>	<p>児童相談所の里親担当職員と、<u>里親委託等推進員</u>、<u>里親支援専門相談員</u>との間の役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。</p> <p>行政事務や措置に直接関係する業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、</li> <li>② 委託に関する事務（<u>里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等</u>）、</li> <li>③ 里親指導・連絡調整（<u>養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等</u>）、</li> <li>④ 里親委託の解除（<u>委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応</u>）</li> </ol> <p>などは、児童相談所が直接に行う必要がある。</p> <p>一方、それ以外の業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）</li> <li>② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）</li> <li>③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）</li> <li>④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）</li> </ol>
--	--

<p><u>⑥里親指導・連絡調整（養育上の助言、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、自立支援計画の見直し）</u></p> <p><u>⑦ 里親家庭への訪問相談、電話相談</u></p> <p><u>⑧ レスパイト・ケアの調整</u></p> <p><u>⑨ 里親サロンの運営（里親相互の交流）</u></p> <p><u>⑩ 里親会活動への参加勧奨、活動支援</u></p> <p><u>⑪ 里親委託の解除にあたっての子どもや里親への対応</u></p> <p><u>⑫ アフターケアとしての相談</u></p> <p>などは、児童相談所の<u>里親担当職員</u>が直接行う場合のほか、<u>児童相談所の里親担当職員を中心として</u>里親支援機関、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進することも可能である。</p> <p>その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。例えば、レスパイト・ケアの調整について<u>里親等委託調整員と里親支援専門相談員との間で</u>行い、レスパイト・ケアとしての施設利用をきっかけとして、<u>里親と里親支援専門相談員との信頼関係の構築を図り</u>、当該里親への訪問支援を里親支援専門相談員が担うことや、<u>未委託里親へのトレーニングのうち、実習については里親支援専門相談員が担うことなども考えられる。</u></p>	<p><u>⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談</u></p> <p><u>⑥ レスパイト・ケアの調整</u></p> <p><u>⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）</u></p> <p><u>⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援</u></p> <p><u>⑨ アフターケアとしての相談</u></p> <p>などは、児童相談所の職員が直接行ったり、<u>児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか</u>、<u>里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）</u>を活用して積極的に推進する。</p> <p>その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携することができる。なお、<u>里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。</u></p>
<p>(4) <u>里親支援機関と守秘義務</u></p> <p>法第11条第1項第2号へにおいては、<u>都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができるとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第11条第5項においてその守秘義務が規定されている。</u></p> <p>また、<u>委託を受けていない場合であっても、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や、児童家庭支援センターが里親支援機関として指定を受けて</u></p>	<p>(4) <u>里親支援機関と守秘義務</u></p> <p><u>都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。</u></p> <p>また、<u>同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができるとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。</u></p>

<p>支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。</p> <p>なお、里親会やNPO法人など児童福祉施設以外のものが、委託は受けていないが里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守するよう指導すること。</p> <p>① 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。</p> <p>② 個人情報記載された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要条、複写又は複製した場合は、作業終了後適切な方法ではさしなければならないこと。</p> <p>③ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。</p> <p>④ その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。</p> <p>⑤ ①から④の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。</p> <p>(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携 里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。</p> <p>特に、改正児童福祉法において、市区町村がその設置に努める事とされている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」においては、里親が地域において社会的にながりをもち、孤立しないために、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う</p>	<p>なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。</p>
<p>(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携 里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。</p>	<p>(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携 里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。</p>

こととされていることから、積極的に連携を図ること。

(6) 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を担う。

## これまでの新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見【未定稿】

## ＜「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方＞

項目	ご意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。</li> <li>・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。</li> <li>・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。</li> </ul> <p>＜第4回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもちて当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。</li> <li>・ 子ども自身が家庭と思うかどうかの大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。</li> <li>・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。</li> <li>・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかり考えていくことが前提。</li> </ul>
○ファミリーホーム	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。</li> <li>・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。</li> </ul>

- ・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

#### <第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- ・ 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- ・ 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファミリーホームについては、里親登録した養育者とするのが大事な視点ではないか。</li> <li>・ ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。</li> <li>・ 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。</li> <li>・ 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。</li> <li>・ 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。</li> <li>・ 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。</li> <li>・ 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人、2人の少人数の子どもを養育する里親が突然5人以上のファミリーホームになるときに里親としての養育経験だけでいいのか。</li> <li>・ 単純に里親登録だけでなく、専門里親研修くらいまでを求めるのか。登録の中身についても議論したほうがいいのではないか。</li> </ul>
○定義のまとめ方	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方がよいのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。</li> </ul>

- ・ 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- ・ 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。
- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の修復や解決という機能になるのではないか。
- ・ 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定の人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 継続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というものは要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能というものが遂行されるということではないか。
- ・ 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- ・ 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- ・ 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。

- ・ 機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・ 子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」機能を整理してはどうか。
- ・ 項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- ・ 特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていけばよいのではないか。
- ・ 子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えるということを前面に出したほうがよい。
- ・ 適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・ 法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかりと書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・ 児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必要がある。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、比較的、継続的な対人関係をベースに養育が営まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグループとしての生活を営むものとするなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・ 子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことかを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのではないか。
- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定にも役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- ・ 家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭

	<p>養護の要件から考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのではないか。</li> <li>・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合について、「一時的」とする期間を2年とか3年という数字で表すのが適当なのか少し疑問がある。</li> <li>・ ゼロ歳の子と5歳の子にとっての2年、3年の重みは違う。画一的に「一時的」とする期間を規定することは問題があるのではないか。</li> <li>・ 適当な「家庭と同様の養育環境」が提供できない期間はできるだけ短くというのは基本であり、最大何年という数字は入れたほうがよいのではないか。</li> </ul>
<p>○家庭養護優先</p>	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。</li> <li>・ 施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるように在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては28条の申し立てや親権停止する必要があるのではないか。</li> <li>・ 里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もする意味があるのではないか。</li> <li>・ 里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合（28条措置を除く）に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具体的に記述されている。</li> <li>・ 家庭養護を供給していけるのかを同時に考える必要がある。</li> <li>・ 説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などもう少し強い枠組みが入れられるかどうか</li> <li>・ できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。</li> </ul>

	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されるということを児童相談所も、社会もある程度認める状況にならないと、実親が里親ではなく施設に預けたいということが続いてしまう。意識の徹底も必要ではないか。</li> <li>・ どのような調査をして、どのように判定していかなければならないのかということが少し明確になることが必要ではないか。</li> </ul>
--	--

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
<p>○「できる限り良好な家庭的環境」の定義</p>	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。</li> <li>・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。</li> <li>・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。</li> <li>・ 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中に入れる必要があるのではないか。</li> <li>・ 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。</li> <li>・ 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。</li> <li>・ これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。</li> <li>・ 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、そ</li> </ul>

の基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。

- ・ 継続性、一貫性、連続性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。

#### <第4回>

- ・ 地域の中に存在するという事は非常に重要な視点。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってもよいのではないか。
- ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。

#### <第5回>

- ・ ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということ整理したほうがいいのか。
- ・ 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。
- ・ 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。
- ・ 大舎制はどの施設でもいらぬのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。

#### <第7回>

- ・ 環境の要素のうち、人の要素と、それ以外の要素と分けて考えるべきではないか。関係性の部分は非常に重要。

<p>○地域に存在していること</p>	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。</li> <li>・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。</li> <li>・ どこにあったら地域社会でどこにあったら地域社会ではないのか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。</li> <li>・ 小舎制といってもその規模の理解はばらばらなのではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。</li> </ul>
<p>○規模に関すること</p>	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチした一つの形態ではないか。</li> <li>・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのでなじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットがばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが限界ではないか。地域社会にばらばらにあると收拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設はどちらかという行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき。</li> <li>・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく</li> </ul>

運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3～4カ所や5カ所。施設全体の規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生してくることを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。

- ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。
- ・ 6人以下と明示は必要ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。
- ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか。
- ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。
- ・ 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。
- ・ 最大6人としたほうがよいのではないか。
- ・ 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能とした方がよいのではないか。
- ・ 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまうのは適当でないのではないか。
- ・ 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。

#### <第7回>

- ・ 大規模施設を排除するというのではなく、小規模以外の集団養育は適切ではなく、小規模化をするべきといった方がよいのではないか。
- ・ 一人での勤務の時間が短いほど職員の共感や満足は上がり、達成感は高くなる。人の配置の問題を考えないで、今の配置基準のまま小規模化すると問題が生じるのではないか。

○支援の継続性	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないか。</li> <li>・ 特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。</li> <li>・ 一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。</li> </ul>
○個別化	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。</li> <li>・ 個別化をどれだけ担保できるか。24時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丁寧なケアを通して自尊心の形成を図る場所。個別化、丁寧なケア、自尊心の形成というようなことをどこかで記載すべきではないか。</li> <li>・ もっと積極的に個別のニーズに対応していくことや、子どもの逆境体験からの回復につながるような丁寧なケアを提供するということが必要なのではないか。</li> </ul>

<施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療</li> </ul>

	<p>型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げすべき。</li> </ul>
--	--

<里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳を超えてからの養子縁組の希望者が多く、不妊治療等が進んだことで、結果として子どもが20歳になったときに養親さんが60歳を超えている、あるいは70歳に近くなるということになる。それがマッチングとしてふさわしいかどうか考える必要があるのではないか。</li> </ul>
○里親支援	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォスタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里子の支援の仕組みが必要。里子を心理療法などで介入する仕組みがない。心理職の専門性の向上も必要。</li> </ul>
○里親委託の推進	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考える</li> </ul>

	<p>がなかなか進んでいないという現状がある。</p> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正児童福祉法第43条の3にあるように、施設自身が子どもを里親に出すことについて努力することについても議論するべきではないか。</li> </ul>
<p>○チーム養育</p>	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーム養育という観点では施設養育のほうが、主たる養育者に対していろいろな専門職が身近にいるという点で優れている。里親養育においても同じようなチーム養育が必要であり、そのためにはフォスタリングエージェンシーのようなものが必要ではないか。</li> <li>・ 里親養育においてもチーム養育が必要ではないか。養育者個人、里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、社会資源を開拓するのではなく、養育チームの一人としてアセスメントに基づいたスーパーバイズ、心理職からの助言を受け、実親との関係性の支援もチーム養育の中で受け、または社会資源のコーディネーターを受けるということが里親養育が順調にいくためには欠かせないのではないか。</li> <li>・ チーム養育が成り立つ要件としては、養育里親自身の帰属感、帰属先の組織の明確な理念、一定の経験に基づいた専門性、一貫性、継続性といったことが必要。</li> <li>・ 養育里親が帰属感を持つためには、登録される前段階から、その組織に対して説明会、研修、アセスメント調査を受け、その後、登録され、登録後のマッチング支援をずっと受けていくことが必要ではないか。登録前からのリクルート、トレーニング、その後の一貫した組織からの支援を受けることによって帰属感を持ちやすくなるのではないか。</li> <li>・ 養育里親が孤立せずに、的確に家庭養育を満たすためには養育チームが必要というのは大前提としてあるのではないか。</li> <li>・ 里親養育チームの形態としては、児童相談所の里親専従係が里親チームとなる形態、児童相談所の1人か2人の担当者と里親支援専門相談員などの混合チームで里親を支援する形態、この両方の長所をあわせ持つフォスタリングエージェンシーという形態が考えられる。包括的なリクルートやトレーニングから支援までを一貫して連続的に行うことで里親は帰属感を感じるということが可能となり、スーパーバイザーの専門性と経験を持った多数の職員を長期間継続的に確保するという両方の長所を持つことが可能になるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一組織による一貫したサポートとトレーニングの提供は、児童相談所の専従チームもやっているが、担当者がかわってしまうというところで継続性が保たれないのではないか。</li> <li>・ 市町村を含めたチーム養育ということを考えると、複層的なチーム養育のあり方も考えていいのではないか。</li> <li>・ アセスメントや援助計画の作成に、生みの親や里親を含めて意思決定に参画させるという視点も必要ではないか。</li> <li>・ 里親に委託されている子どもは要保護児童であり、要保護児童対策地域協議のネットワークにきちんと加えて包括的に子どもの見守り支援をすることは継続的な支援にも繋がるのではないか。</li> <li>・ 里親家庭の子どもが通所する施設や通所機能も必要ということを考えると、地域の社会資源や専門的な社会資源の確保も同時に必要になるのではないか。そのような社会資源を十分準備していくということは児童相談所、都道府県、市町村の責任でもあり、このような社会資源がうまく使えるようなコーディネーションがチーム養育の機能の一つではないか。</li> <li>・ きちんと養育チームという形で里親を位置づけ、制度を形成してそれを運用してはどうか。ノウハウがある乳児院が主に担うことになるにしても、ほかのところもノウハウがあるところはあり得るということで実績をつくっていかないと、広がらないのではないか。リクルート、トレーニング、その後の支援ということが一連になっているというところをきちんと担保できるようなガイドラインをつくるべきではないか。</li> </ul>
<p>○フォスタリングエージェンシー</p>	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年、10年の長いスパンで安定的に継続的に運営できるようにすることを考えると、事業ではなくて、一つの機関であるという位置づけが必要であり、措置費による運営が必要ではないか。</li> <li>・ フォスタリングエージェンシーについて、ある程度の成果に基づいた運営費の支払いという設定にしていくことが、より質の高い運営に繋がるのではないか。その成果は単なる委託児童数や養育里親家庭数ではなく、質的な成果も含めた予算の支払いとすることが必要ではないか。</li> <li>・ 既存の社会福祉法人、乳児院、児童養護施設などの既存の法人や新規の NPO が積極的に取り組めるような運営費の仕組みが重要ではないか。</li> <li>・ リクルート担当者として営業職の方がリクルートを行い、アセスメントワーカーは家庭訪問をして里親の強味、弱味をしっかりとアセスメントしていく。スーパーバイジングソーシャルワーカーとして、里</li> </ul>

親に専門性と経験を持つて的確なアドバイスができ、一緒に寄り添える方が必要ではないか。

- ・ 県に1カ所だけでなく、複数のフォスタリングエージェンシーがあって、お互いにその成果を競い合い、里親養育のクオリティを競い合いながらある程度の競争原理が働くということが重要ではないか。
- ・ 児童相談所のソーシャルワーカーが基本的にしっかりマネジメントしていくということは、より一層必要ではないか。
- ・ 児童相談所の児童福祉司の配置基準について、本来は社会的養護に措置されている子どもの人数にも合わせた児童福祉司の配置数というのが必要ではないか。児童相談所のソーシャルワーカーが入り口だけでなく出口の部分も責任を担っていくという観点で児童相談所の中に措置部門をしっかり築き、児童福祉司の必要な配置数を置いていくということが重要ではないか。
- ・ 里親にいった場合のメリットやうまくいかないこともあるかもしれないという話を、措置を決める前に子どもときちんと話し合っ、そういうことが起こったときにどうしたらいいのかということ子どもが思い浮かべることができるような環境づくりをしっかりとつくる必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としてのマネジメント機能は残っていくので、十分なケースワーカーを配置していくことが重要。
- ・ 里親も施設養護も含めて全体の中の一つと捉えると、実親のもとに戻すという目標があるということを含めて考える必要がある。児童相談所とフォスタリングエージェンシーが混じり込むという構造が適切なのか。相関的な機能の役割を明確に考えていかないと危ないのではないか。
- ・ 実親と子どもとの関係性の支援も含めたフォスタリングエージェンシーと児童相談所との関係をどうつくっていくのかは、重要なポイントではないか。
- ・ 主として民間でフォスタリングエージェンシーがやる場合に、どのようにやっているのかを含めて、措置した児童相談所がきちんとモニタリングし、責任を持つということが重要ではないか。
- ・ フォスタリングエージェンシーはリクルート、説明会、トレーニング、アセスメント、調査を行って家庭訪問し、実親やいろいろな人にとって調査報告をまとめ、それを児童福祉審議会にかけるとはフォスタリングエージェンシーの仕事で、その養育里親を児童福祉審議会が審議するイメージ。
- ・ フォスタリングエージェンシーに措置費を払って、そのエージェンシーが里親に委託費を払うという方法も考えてはどうか。
- ・ 一気にここでイエスかノーかという議論をするのではなく、もう少し緩やかに里親養育の支援について考えたほうが。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイデアとしてはそういうゴールがあり得るが、共有化するには不安がある。</li> <li>・ 一気に変えることは無理なので、乳児院などのそれなりの専門性や組織的にしっかりしたところがこの事業をやることを考えてはどうか。</li> <li>・ フォスタリングエージェンシーで経験を積みながら専門性が高くなっていく職員が長く働くためには、一定のコストは支払わなければ、なかなか長く続かないというのが現状であり、十分なコストを支払っていく必要があるのではないか。</li> <li>・ 包括的里親養育事業に関して、ガイドライン的なもので、運営はこういうふうにしたらどうかというものを提案してはどうか。</li> <li>・ 出口のところをどうするかというのはエージェンシーに投げるという話ではないのではないか。</li> <li>・ 解除後の子どものアフターケアや自立支援は児童相談所の自治体の責任。解除前後の里親の揺れや、解除された後のロスというのは、児童相談所もかかわりつつ、エージェンシーとしても里親に対するメンタルケアも行うイメージではないか。</li> <li>・ 子どもの側から見たときに、誰がキーパーソンなのかはとても大事。子どもが指名するというのもあり得るので、ある程度幅があっているのではないか。</li> <li>・ 間接的にその子どもとの永続的な関係を保障していく立場のソーシャルワーカーが必要ではないか。</li> </ul>
○児童福祉施設の里親支援	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設が、家庭における養育環境と同様の養育環境を新しくつくっていき、里親支援事業に乗り出していくような転換の形もあり得るのではないか。</li> <li>・ イメージとしては乳児院がフォスタリングエージェンシーの事業をやっていって、規模を縮小していきながら一時保護と、レスパイト的受入にだんだん縮小していき、主たる業務がこの事業になっていくというような絵を考えてはどうか。</li> <li>・ 乳児院の機能としては一時保護機能もあるので、例えば児童家庭支援センターの機能も一緒に入れていくということも考えていいのではないか。</li> <li>・ 現実問題としては、子どもの入所に対する依頼が多くなっている状況をきちんと押さえるべき。</li> </ul>
○里親委託率	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組里親の運用については、自治体ごとに違っているため、里親の種類別の数や里親委託率について統計上の数字と実態上でそごがあるのではないか。</li> </ul>

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
<p>○養子縁組家庭への経済的支援</p>	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な何らかの支援をつくるとすれば、生活保護のワーカーのように、やりとりの中から継続的なコンタクトができていく可能性はあるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童を対象とした養子縁組を児童福祉法に位置づけ、都道府県の行う業務として養子縁組あっせんを規定し、児童相談所や民間あっせん機関が養子縁組あっせんを行う場合に成立までの間、「養子縁組前委託」として事業費を支払い、縁組後の「縁組手当」を創設することは考えられないか。</li> </ul>
<p>○養子縁組の利用促進</p>	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「養子縁組推進方法の提示」が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組も含めて、養子縁組を社会化していくという今回の児童福祉法改正の大きな流れをきちんと議論する必要があるのではないか。</li> </ul>
<p>○養子縁組家庭の支援</p>	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般家庭においても養護問題が起こるという要素をある程度組み込まないと、継続的支援という形だ</li> </ul>

	<p>けでは養親は自分たちはあまり信頼されていないと感じる可能性があることも念頭におくべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組家庭の自立性をどう考えるか。</li> <li>・ SOS を出すようにという教育は最初のときに必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組後、その子どもが本当に順調に生活できているのか、3年またはその後もちゃんと見届けるというのが大事なことはないか。</li> </ul>
○養子縁組あっせん機関が行う養育の支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間あっせん機関が行う養育について、一時保護委託や市町村と連携したショートステイの活用などを考えられないか。</li> <li>・ 生みの親の中立的な意思決定を保障することを考えれば、妊娠相談機能や子どもを養育する機能、生みの親を保護する機能などは、基本的に他機関との連携により保障することを原則とすべきではないか。</li> </ul>
○生みの親に対する支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親と生みの親の関係のあり方も含めて検討することも、縁組後の支援として考えていかなければならないのではないか。</li> </ul>

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
妊娠期からの支援	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。</li> <li>・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健</li> </ul>

法（仮称）などの法律を制定していく必要があるのではないか。

- ・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例えば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援などのソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報保護されたメールなどによる妊娠相談など思いがけない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。
- ・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境として里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親と一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。
- ・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。
- ・ 出産後、親子と一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。
- ・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。
- ・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 自宅出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。
- ・ 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。
  - ・ 特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。
- ・ 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。
- ・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援

	<p>を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではないか。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。</li> <li>・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。</li> <li>・ 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。</li> </ul>
<p>○包括的な支援（他施策との連携）</p>	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から高齢、終末期の全住民、家庭を対象にした包括支援システムの検討が必要ではないか。これからは世帯や家族を単位にした多機関で連携した総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要ではないか。その家族に対して、継続的な包括的なソーシャルワークを展開することが重要ではないか。</li> <li>・ 相談支援の対象の家庭が複合的な課題を抱えている場合に、対象者、分野別の対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、さまざまな相談支援施策やサービスを早期に一体的、総合的かつ個別的に継続して提供することが重要ではないか。</li> <li>・ 勤労青少年ホームなどを活用して、相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護や短期宿泊機能をもった、総合的な青少年の自立を支援する青少年自立支援センター（仮称）を都道府県に数カ所設置することはできないか。それによって、里親、施設を退所した年長児童など、個々の青少年の状況に応じた支援を展開することが可能になるのではないか。</li> </ul>

<在宅支援について>

項目	ご意見
○施設から家庭への移行	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの施設入所が長期にならないことや、長期になっている子どもの家庭移行への支援計画が必要ではないか。</li> </ul>
○在宅支援サービス	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援サービスという場合に、里子や養子への支援も含まれることを、しっかり考えておく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者を支援して子どもの養育を保護者に委ねるという子育て支援から、保護者の回復を待たずに子どもへの直接的なニーズに応じた支援を提供するという考え方も必要ではないか。</li> <li>・ 要支援を5段階に分けて1番、2番は母子保健が対応、3番目は要対協が対応、4番目、5番目は児童相談所が中心となって対応するケースと考えると、子育て支援事業の中でケアできる範囲と児童福祉の中で対応する範囲を分けて考えることができる。</li> <li>・ 在宅ケアも要保護性によって、要保護児童は児童相談所も関与しながら、しっかりとケアプランを作り、行政処分の措置として進めて行き、要保護性の低い部分は契約で一定の負担も求めることが考えられる。ある程度支援の必要性をランク付けしながらサービスの中身や契約の中身も決めていけるような統一的なものを考えていけるとよいのではないか。</li> <li>・ 要支援の段階に応じて、補完的な機能として何かあったときに少し子どもを預かってくれるような事業などを在宅支援のシステムとして考えていくのがよいのではないか。</li> <li>・ 子どもを分離しないで家族と同居したままで実施する支援について、枠組みやメニューなどを整理していくのが良いのではないか。</li> <li>・ きちんと子どもに直接かかわるソーシャルワークやそれが機能するようなケアプランと組織があることが重要ではないか。</li> </ul>

	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援・要保護の段階を分類することで、支援を必要としている子どもや保護者のニーズに見合った支援を提供することにつながることはできるのではないか。</li> <li>・ 妊娠期に対応する在宅支援のためのメニューが少ないため、充実させることが必要ではないか。</li> <li>・ 親に対する子育て支援も必要だが、社会が子どもを直接支援する仕組みも必要ではないか。</li> <li>・ 子どものニーズ、親・家族のニーズ、地域のニーズを押さえる必要があり、これらのニーズに対応した支援を構築していくことが必要ではないか。</li> <li>・ 支援の必要性の段階ごとに、専門性のある者が適切に対応するような体制を作る必要がある。</li> <li>・ 既存の社会資源の活用を考える際に、おじいさんやおばあさんなどの親族を巻き込んでいくことも考えてはどうか。</li> </ul>
<p>○通所サービスについて</p>	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所も利用するサービスによって、無料のものと経済的な負担が発生するものがあることについてどのように考えるか。</li> <li>・ サービスが遠方で使いにくいということがあり、負担金以上に交通費がかかる場合があるがどう考えるか。</li> <li>・ 様々な実施主体が通所機能を提供できるようになるとよいのではないかと。優れたプログラムを持った機関に公費が入って、必要な子ども又は親子に対して、または里親子、養子や養親に対してプログラムが提供できる必要があるのではないかと。</li> <li>・ 通所措置は、実施主体をふやしていく方向性もあるのではないかと。様々なプログラムを全国どこの都道府県でも使える仕組みを考えられないかと。</li> </ul>
<p>○ショートステイについて</p>	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショートステイについて、乳児院の定員の中に入れるのか、別に設定するのか。</li> <li>・ ショートステイ里親のような活用の仕方もあるのではないかと。</li> </ul>

○親子での入所について	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子関係にケアが提供できるような制度や、各児童養護施設等にある親子訓練室を活用できないか。</li> </ul>
○在宅措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅措置を指導委託という形で実施するのであれば、指導委託そのものの中身を変えていかないといけないのではないか。</li> <li>どういうケースで児福法第27条第1項第2号措置を使うのか議論や通知なりで明確化していくことが必要ではないか。</li> <li>市町村が一時保護機能をもつことで、都道府県に行くケースを予防できるよう、市町村を主体とした支援体制を考えることも1つの考え方ではないか。</li> </ul>
○二つの措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所や里親委託となった子どもについて、措置される前に2号措置によって受けることができている支援が引き続き受けられるような仕組みも必要ではないか。</li> </ul>
○その他	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依存期を奪われた子どもへの支援体制を考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>

<児童家庭支援センターについて>

項目	ご意見
○児童家庭支援センターの在り方	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県やそれぞれの児童家庭支援センターによって考え方、方針が異なる。今後、児童家庭支援センターが何を目指していくのかを十分議論していく必要があるのではないか。</li> <li>補助金について、相談の実態（質と量）に合わせた基準額とすることで、様々な主体が参入できるのではないか。</li> </ul>

<第9回>

- ・ 児童養護施設と附置している場合が多くを占めているので、施設の機能と連動した形での位置付けが考えられるのではないか。
- ・ 地域社会の身近なところで、子育て支援機能を活かしていくことも考えられる。
- ・ 夕方から夜間、土曜、日曜、祝日に相談を受けるといったニーズに対応する役割も考えられる。
- ・ 質の高いサービスに対して、予算が増える仕組みとすべき。
- ・ 施設長を置いて、独立型でもしっかりと運営できる仕組みとしてはどうか。
- ・ 拠点事業との棲み分けはあるが、都道府県ではなく、市町村における社会的養護を充実させるため、基礎自治体中心の仕組みに変えていくということも1つの考えではないか。
- ・ 24時間体制と一時保護機能を含めた宿泊機能を担っていくという形態の児童家庭支援センターの運営は非常に利用価値があるのではないか。
- ・ 施設に入所のリスクを抱えている子どもについて、児童家庭支援センターによる指導委託措置により支援し、その後も児童家庭支援センターが継続して見守りをする役割を担ってはどうか。
- ・ 子どもの支援の一貫性や継続性を考えると、キーパーソンとして、児童家庭支援センターが施設を退所した子どものフォローアップをし、何かあったときに施設に戻って来られるような仕組みがあってもよいのではないか。
- ・ 施設附置型の児童家庭支援センターはなくしていくべきではないか。
- ・ 家庭養護を優先させる中で、施設の役割を転換して新しい社会的養育のケアの提供者となっていくときに、児童家庭支援センターを活用できるのではないか。
- ・ 市町村の拠点事業の一部を担っていく場合や、施設のソーシャルワーク機能の強化の一環を担う場合など、地域の実情によって果たしていく役割は違っていくのではないか。
- ・ 児童家庭支援センターにも第三者評価の仕組みをいれてはどうか。
- ・ 児童家庭支援センターが通所措置を行える仕組みを考えてはどうか。
- ・ 課題と将来像にある児童養護施設と乳児院への児童家庭支援センターの標準装備という考え方はなくてもよいのではないか。
- ・ 地域に必要なものについて、多様性をもって提供できる場として、児童家庭支援センターがあってもよいのではないか。
- ・ 附置型から独立型に移行することも可能になるように、独立型でも財政的に成り立つように補助をす

	<p>るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費のようなサービスによって異なる報酬とする仕組みも考えられる。</li> <li>・ 児童家庭支援センターが市町村から事業を受託して、家事型のヘルパーを派遣することも考えられる。</li> <li>・ 施設を退所した子どもについて、市町村だけでフォローアップすることは難しいので、児童家庭支援センターを活用できないか。</li> <li>・ 児童家庭支援センターは、比較的ハイリスクの子どもについて、指導委託を中心としてケアが行える機関として活用することが考えられる。</li> <li>・ 都道府県計画について、在宅支援も含めた児童家庭支援センターの機能について、都道府県における位置付けも含めた計画とすべきではないか。</li> </ul>
--	---

<一時保護所について>

項目	ご意見
○一時保護所の養育環境	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニーズによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方は一時保護にも当てはまるのではないか。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニーズに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないか。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないか。</li> <li>・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないか。</li> <li>・ 子どものニーズに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないか。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないか。</li> <li>・ 一時保護所で2カ月や3カ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないか。</li> </ul>

<自立支援について>

項目	ご意見
○継続的な支援	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の対象年齢を超えて継続的な支援を保障するための制度的な枠組みを作ることが必要ではないか。</li> <li>・ 措置解除後の自立について、責任の主体を明確にする必要があり、自治体の業務として位置付けることが必要ではないか</li> <li>・ 措置解除をした後でも引き続き支援が必要と判断される場合に、支援が継続されるようにすることが重要ではないか。</li> <li>・ 社会的養護の子どもが親になる準備期まで、しっかりと支援をしていくことが重要ではないか。</li> <li>・ 措置解除された全ての子どもを対象に、継続支援計画を立てる必要があるのではないか。</li> </ul>
○自立のための養育	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立のために必要な力を身につけるため、どのような支援が必要かを考える必要があるのではないか。</li> <li>・ 自立のために身につけるべき力は、改めてトレーニングをすることではなく、本来、日常生活の中で身につけるべきものではないか。</li> <li>・ 自立のための力を身につけるためのトレーニングを、いろいろなところが複層的に実施することに意味はあるのではないか。</li> <li>・ 色んな課題を抱えている子どもなので、一気に個人的居場所であるアパートと職場に適応するのは難しい。このため、社会的居場所である職場に適応する間は施設にいながら、そこでの適応を図り、徐々に自分の個人的居場所に適応することができるようなスモール・ステップ・システムを考える必要があるのではないか。その場合に生活費や宿泊費を施設の代わりに出すことも考えてはどうか。</li> </ul>
○住む場所の移動	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援の施策を考える際には、大学進学等の場合に県外に移動することを前提に考える必要があるのではないか。</li> <li>・ 1つの市町村に留まるケースは少ないため、少なくとも県内の5つの市町村を管轄し、フォローアップしていく仕組みを考える必要があるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転居の問題は、進学の場合も就職の場合も両方あるので、転居先にしっかりとつないでいけるような公的な枠組みを作ることが重要ではないか。</li> </ul>
○自立支援計画	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の自立支援計画について、児童相談所と施設と一緒に作成する必要がある。入所中の自立支援計画について児童相談所が責任をもつことで、退所後の自立支援についても児童相談所が責任を持つことに繋がるのではないか。</li> <li>・ 自立支援計画については、施設と児童相談所が同意をしてお互いの仕事の分担を決めていくことが必要ではないか。</li> </ul>
○自立支援に対する考え方	<p>&lt;第10回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の再生産をなくすために、社会的養護の子どもの高等教育への進学を保障するという理念をもつ必要があるのではないか。</li> <li>・ 社会的養護の子どもの進学や社会人として自立できるための支援を社会が責任をもって実施する必要があるのではないか。</li> </ul>
○その他	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないか。</li> <li>・ 施設や里親で不調になった10代後半の子どもの措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないか。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないか。</li> </ul>

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
○その他全般的な意見	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながらか社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。</li> <li>・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。</li> <li>・ 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。</li> <li>・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどのような手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。</li> </ul>